

第 3 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成22年10月15日

(平成21年度決算)

(土木部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成22年10月15日(金曜日)

午前10時2分開議  
 午前10時59分休憩  
 午前11時5分開議  
 午後0時22分休憩  
 午後1時11分開議  
 午後2時14分休憩  
 午後2時20分開議  
 午後3時8分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第17号 平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第20号 平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第23号 平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第24号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 平成21年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第30号 平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員 長 馬 場 成 志  
 副委員 長 溝 口 幸 治  
 委 員 児 玉 文 雄  
 委 員 村 上 寅 美  
 委 員 鬼 海 洋 一  
 委 員 中 原 隆 博

委 員 大 西 一 史  
 委 員 九 谷 弘 一  
 委 員 内 野 幸 喜  
 委 員 高 木 健 次  
 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 森 枝 敏 郎  
 医 監 東 明 正  
 次 長 松 葉 成 正  
 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也  
 社会福祉課長 中 園 三千代  
 少子化対策課長 福 島 誠 治  
 障害者支援総室長 東 泰 治  
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典  
 医療政策総室長 倉 永 保 男  
 福祉総合相談所次長兼  
 医療政策総室副総室長 藤 中 高 子  
 医療政策総室副総室長 松 永 寿  
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学  
 健康危機管理課長 末 廣 正 男  
 薬務衛生課長 内 田 英 男  
 ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶  
 長寿社会局長 江 口 満  
 高齢者支援課長 永 井 正 幸

認知症対策・

地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴  
 土木部

部 長 戸 塚 誠 司

総括審議員兼

次 長 天 野 雄 介  
 次 長 鷹 尾 雄 二

次 長 生 田 博 隆  
 土木技術管理室長 野 田 善 治  
 首席土木審議員兼  
 監理課長 古 里 政 信  
 用地対策課長 佐 藤 國 一  
 土木技術管理室副室長 竹 下 喜 造  
 道路整備課長 猿 渡 慶 一  
 道路保全課長 安 達 博 行  
 河川課長 林 俊 一 郎  
 港湾課長 鴻 山 修 市  
 都市計画課長 内 田 一 成  
 下水環境課長 西 田 浩  
 建築課長 坂 口 秀 二  
 営繕専門監 平 野 和 実  
 住宅課長 澤 井 健 次  
 砂防課長 高 永 文 法

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 富 永 安 昭  
 首席会計審議員兼  
 会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

事務局長 林 田 直 志  
 監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫  
 議事課課長補佐 上 野 弘 成  
 議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午前10時2分開議

○馬場成志委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに土木部の審査を行い、その後、午後1時から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより土木部の審査を行います。――さっき午後1時と言いましたけども、午前中の終わり方次第で健康福祉部の審

査に入ります。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、戸塚土木部長。

○戸塚土木部長 土木部長の戸塚でございます。

平成21年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局の共通事項として御指摘のありました「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらは一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。」についてでございます。

収入未済の解消につきましては、督促状の送付、電話や面談による督促はもとより、所在確認調査や資産調査の実施、夜間や休日徴収を実施するなど収入未済の解消に努めております。

また、県営住宅使用料につきましては、明け渡し訴訟や強制執行、即決和解などの法的措置の積極的な実施及び取り組みの強化など、徴収促進に努めてきたところでございます。今後も引き続き未収金の解消に取り組んでまいります。

続きまして、土木部の平成21年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成21年度歳入歳出決算総括表で御説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして収入済額が665億5,686万4,000円、不納欠損額が5,577万3,000円及び収入未済額2億4,930万9,000円となっております。

不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料及び道路事故等による道路損傷に係る原因者負担金となっており、また収入未済額の主なものは県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして支出済額が1,325億2,027万円、翌年度繰越額は515億6,088万3,000円、不用額12億9,589万9,000円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したこと等により工期が不足し、やむを得ず平成22年度へ繰り越したもので、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、事業実施後の執行残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、平成21年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○馬場成志委員長 引き続き、各課長の説明をお願いします。

○古里監理課長 監理課でございます。

まず、今年度定期監査におきまして、監理課関係の報告、公表事項はございません。

次に、監理課の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

決算資料の2ページからお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

2ページから3ページにかけて、使用

料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページ中段の国庫支出金、それに3ページから4ページの財産収入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、4ページ中ほどの繰入金につきまして、幹線道路整備基金から一般会計への繰入金で不納欠損額、収入未済額ともございません。

4ページ下段、諸収入でございます。この4段目に記載しております建設業振興資金貸付金回収金につきまして、予算現額5,000万円に対し収入済額が1,000万円となっております。これは県から金融機関に預託いたしまして、公共工事に必要な運転資金を、熊本県建設業協同組合を通して施工業者に融資しているものでございます。備考欄にありますとおり、この資金の利用実績が少なかったため銀行への預託額が少なくなり、それに伴い回収金が少なかったということによるものでございます。

次に、5ページの雑入についてでございます。

収入未済額164万8,000円のうち、上から2段目になりますが、工事契約違約金につきまして74万円、下から2段目になりますが、雑入につきまして90万8,000円が収入未済となっております。これにつきましては、請負業者が倒産により契約を解除をした際の違約金と前金払いの出来高不足額を返納する際の利息相当分を請求したもので、代表者の死亡や行方不明のため収入未済になっているものでございます。現在、代表者の所在不明等につきましては、引き続き所在確認等や登記簿の確認等によりまして、未収金の解消に努めてまいったところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費において1,625万8,000円の不用

額を生じておりますが、これは主に人件費の執行残及びCALS/EC事業等の入札に伴う執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして4,991万5,000円の不用額を生じております。これは歳入のところで御説明いたしましたが、建設業振興資金貸付金の利用実績が少なかったことなどによります執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

歳入でございますが、財産収入、繰越金とも不納欠損額、収入未済額はございません。

1段目の財産収入につきましては、予算に対し1,182万8,000円の増となっておりますのは、国への先行取得用地の付加価値が増加したことによるものでございます。

次に、9ページでございます。

歳出でございますが、公債費で1,741万7,000円の不用額が生じています。これは県債借入額の減によりまして償還金が減ったものでございます。

続きまして、翌年度繰越額につきまして説明いたします。

附属資料の1ページをお願いしたいと思います。

附属資料の1ページ、一般会計で3,650万8,000円の繰り越しでございます。これは起業者でございます国からの代執行請求がおくれたことによりまして繰り越しとなったものでございます。本年5月に国から請求があったため、国と委託契約を締結し、本年度完了に向けて準備を進めているところでございます。

決算の概要につきましては以上でございます。

最後に、不適正経理に関します再発防止の取り組みについて簡単に御説明いたします。

土木部といたしましては、物品等の購入の際の納品検査の徹底や書面によります購入伺

の作成の徹底など、昨年3月に策定されました再発防止策に部を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、職員の研修につきましても、本庁各課の全職員や出先機関の担当職員を対象とした研修を実施しております。さらに、今後部内の各課長を対象としました研修を行い、その後各課長が講師となって職員に対して研修を実施することとしております。

このような取り組みによりまして、適正な経理事務の執行や法令遵守の意識を全職員に浸透させ、二度とこのような間違い、問題を起こさないよう引き続き努力してまいることを考えております。

以上で監理課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○猿渡道路整備課長 道路整備課長の猿渡でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、これにつきましては公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の10ページから12ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入でございます。

主なものにつきまして御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

4段目でございますけれども、土木費国庫補助金で、予算額に対しまして110億3,183万9,000円の減となっております。これにつきましては繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、12ページでございます。

12ページの1段目でございますけれども、諸収入で、予算額に対しまして1億2,986万円の減となっております。主に繰り越しに伴う

ものでございます。

また、下から2段目の雑入で、収入未済額が10万3,000円ございますけれど、これは受注事業者の倒産による契約解除に伴う前払金余剰金利息で、現在当該事業者は破産手続中でございます。破産債権届出書を裁判所に提出しまして債権の確保に努めているところでございます。なお、いずれも不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

13ページでございます。

2段目でございますけれど、道路橋りょう総務費の不用額8,329万6,000円につきましては、国直轄事業負担金の減及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、最下段、道路新設改良費の不用額1億8,452万2,000円につきましては、受託事業費の減及び経費節減に伴う執行残でございます。

続いて、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料の方で説明させていただきます。

附属資料の2ページから32ページまで掲げておりますが、32ページをお願いいたします。32ページの最下段になりますけれど、道路整備課計で235カ所、22年度への繰越額は138億3,121万4,000円でございます。

繰り越しの理由は、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整備、用地補償交渉の難航及び工法の検討、協議に不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上をもちまして道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○安達道路保全課長 道路保全課長の安達でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、説明資料に基づき説明いたします。

まず、歳入に関して説明いたします。

資料の14ページをお願いします。

歳入のうち分担金及び負担金については、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

次に、使用料及び手数料について説明します。

資料は15ページです。この中ほどに記載した道路占用料につきましては、調定額2億9,521万3,000円に対して2億9,279万4,000円を徴収しております。収納率で申しますと99%以上となっておりますが、収入未済額が196万1,000円発生しております。これは道路占用料の未収金でございます。関係する各出先機関において、所在不明者の追跡調査や債権の差し押さえなどの強制徴収を行うなど収入の確保に努めているところであり、9月末日現在で4万3,000円ほど減少しております。

次に、最下段の国庫支出金でございますが、予算額に対して71億3,872万1,000円の減となっておりますが、これは16ページから17ページに示したとおり、各種事業の繰り越しによるものであります。

次に、17ページの下から3段目の土地売払収入ですが、これは道路のつけかえ等によって生じた旧道敷地を売却して得た収入でございます。予算額に比べて実績が1,906万9,000円少なくなっておりますが、今後も引き続き積極的に売却を進めたいと考えております。

次に、18ページをお願いします。

雑入につきましては、不納欠損額が186万円発生しておりますが、これは納入義務者が破産宣告を受け、差し押さえる財産もなく時効を迎えたために、やむを得ず不納欠損を行ったものでございます。

また、収入未済額が921万1,000円ほどございますが、これは道路損傷事故等による原因

者負担金と前払金余剰額利息の合計でございます。主に経営不振や行方不明等により計画どおりの納付がなされなかったものであります。この解消につきましては、行方不明者の追跡調査、不動産の差し押さえ等の収入の確保に努めてまいります。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、19ページから20ページまででございます。

19ページをお願いします。

道路橋りょう総務費の不用額200万9,000円については、経費節減によるものでございます。

道路維持費の不用額2億5,088万4,000円の主なものとしては、電線共同溝整備工事において、工事の施工方法等に関して地元との調整がつかず、工事に着手できなかったことに伴うものでございます。

20ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額は3,781万8,000円及び橋りょう維持費の不用額1,655万9,000円は、いずれも経費節減の結果によるものでございます。

歳出につきましては以上です。

最後に、繰り越しにつきましては、附属資料で説明をいたします。

道路保全課につきましては、33ページから57ページまでとなっております。

57ページに道路保全課分の合計を記載しておりますので、こちらで説明いたします。

道路保全課全体は、280カ所、88億9,306万4,000円の繰り越しとなっております。直接的には、繰り越し理由としましては、用地交渉や設計に関する諸条件の整理に不測の日数を要したためでございますが、実態としましては、昨年度の大型補正予算の執行予定の箇所が多数含まれていることを御理解いただきたいと思っております。

道路保全課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○林河川課長 河川課長の林でございます。よろしくお願いたします。

まず、今年度の定期監査の結果についてでございますが、報告、公表事項はございません。

それでは、お手元の説明資料に基づきまして、河川課の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

21ページをごらんください。

歳入でございます。最上段が分担金及び負担金になります。これは海岸事業に伴います市町村分担金、それから河川総合開発事業、いわゆるダム事業に伴う利水者負担金でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額とにもございません。

下から2段目は、使用料及び手数料でございます。

内訳は、次の22ページになります。

まず、収入未済額といたしまして、2段目の河川敷占用料で16万5,000円、4段目の海岸占用料で33万3,000円が生じております。これはいずれも法人の倒産、経営状況の悪化、占有者の所在不明などによるものでございます。この収入未済につきましては、これまでも出先機関と連携しながら解消に努めているところでございますが、引き続き解消に向けて努めてまいります。

次に、下から2段目の国庫支出金でございます。予算現額と収入済額との比較の欄が42億2,130万5,000円の減となっておりますが、これは災害復旧事業や国庫補助事業などの繰り越しが主な理由でございます。

23ページから25ページの上から2段目までにその内訳を示しております。昨年度は特に、公共投資臨時交付金や経済危機対策臨時交付金といった国の経済対策に伴います繰り越しが多くなったためでございます。

25ページの上から3段目をお願いします。

財産収入でございますが、不納欠損額、収入未済額、いずれもございません。

次に、26ページをお願いいたします。

最上段の繰越金でございますが、こちらも不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、2段目の諸収入でございますが、不納欠損額として6万4,000円、収入未済額として1,455万円を生じております。

その内訳でございますが、27ページの下から4段目の雑入で6万4,000円の不納欠損を生じております。これは工事請負業者の倒産に伴いまして工事前払金と、それに伴う利息の回収が必要になったものでございます。前払金自体につきましては保険会社から補てんされておりますが、補償対象とならない利息分に関するものでございます。今回、法人の清算終了に伴いまして、6万4,000円の不納欠損を行ったものでございます。

同じく雑入の収入済額1,095万円余は、備考欄に記載しております海砂不法採取に係る不当利息返還請求金でございます。これは平成17年度に摘発されました不法採取に伴う返還金でございますが、これまで分納により徴収しておりましたが、平成21年度をもって残額のすべてを収納したものでございます。

最下段の年度後返納の収入未済額1,455万円につきましては、工事前払金の返納金でございます。本件は業者の経営悪化によって返納ができずに未収金となったものでございますが、倒産による契約不履行ではないことから、保証会社の保証対象には該当せず、前払金の返納を業者に求めているものでございます。現在はこの法人が清算手続中でございますので、その状況の把握に努めてまいります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

28ページをごらんください。

まず、河川海岸総務費につきましては、1,495万5,000円の不用額を生じております。これは主に人件費の不用残でございます。

続きまして、その下の河川改良費につきましては、9,626万2,000円の不用額を生じております。これは平成21年に発生しました災害関連事業費の国庫内示減及び事務費の執行残が理由でございます。

災害関連事業につきましては、一般に2年または3年以内に復旧を行いますので、県の予算もそれに合わせて計上するのが通例でございますが、今回は用地買収がなく、早期に工事着手が可能であったことから、1年目に計画額の100%を計上し早期竣工を目指していたものでございます。しかし、国からの配分が2年に分けての配分となったことから、結果的に21年度につきましては内示減となったものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

2段目の水防費でございます。136万7,000円の不用額は、執行残でございます。

続きまして、3段目の災害復旧費で7,947万7,000円の不用額を生じております。これは主にその下の河川等補助災害復旧費におきまして、予算額の算定に使用いたしました査定単価に比べ、工事発注の際に使用します実施単価との差があったこと、それから入札残などの理由により工事費用が少なく済んだため、内示の減があったものでございます。

最下段の河川等単県災害復旧費の不用額305万2,000円につきましては、執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の58ページをお願いいたします。

平成21年度繰越事業調べでございますが、58ページから65ページまでが繰越事業を掲載したものであります。



65ページの最下段に総計を記載しております。河川課の合計といたしましては、155カ所、60億4,501万3,000円が翌年度への繰り越しになります。これらにつきましては、地元や関係機関との調整、用地交渉など不測の日数を要したために、やむなく次年度に繰り越したものでございます。

以上で河川課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課長の潟山でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、今年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、説明資料の30ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金におきましては、不納欠損及び収入未済はございません。

31ページをお願いいたします。

2段目の港湾国直轄事業負担金の予算現額に対する収入減は、事業費確定に伴う減でございます。

3段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料の収入未済が235万2,000円でございます。これは申請者の業績不振によるものでございます。

31ページ中段から33ページ2段目にかけての国庫支出金におきましては、不納欠損、収入未済はございません。予算現額に対する収入減は、繰り越し及び事業費確定に伴う減でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

4段目の財産収入の土地貸付料に収入未済が15万円でございます。これは百貫港の土地貸付料における経済的困窮による未納でございます。

5段目の土地売払収入の3,795万9,000円

は、河内港の聖ヶ塔地区の埋立地及び百貫港県有地の売却によるものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

2段目の諸収入の雑入において、収入未済が27万3,000円でございます。これは過年度調定の港湾区域占用料が、申請者の経営不振で未納になっているものでございます。最下段の過年度収入の予算現額に対する収入増は、過年度事業における国庫補助精算金の内示増によるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について御説明いたします。

港湾管理費における不用額1,234万9,000円及び3段目の港湾建設費の不用額4,045万3,000円は、事業費確定に伴う執行残及び経費削減によるものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

空港管理費の不用額1,514万3,000円は、入札残及び経費節減による執行残によるものでございます。

続きまして、港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

1段目の使用料及び手数料におきまして、地方港湾と重要港湾の使用料を合わせまして935万7,000円の収入未済がございます。これらは港湾施設使用申請者の業績不振によるものでございます。この収入未済額につきましては、9月末までに合わせて194万円余収入済でございます。

次に、下から2段目の諸収入に2,289万6,000円の収入未済がございますが、このうち1,920万円は、三角港におきまして倒産いたしました港湾施設利用者の建物にアスベストが使用されておりまして、飛散の危険性があつ

たため港湾管理者として行政代執行で建物の撤去を行った費用でございます。残りの369万6,000円は、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気及び水道代でございます、事業者の業績不振によるものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳出について御説明いたします。

2段目の施設管理費における不用額1,547万8,000円は、入札残及び経費の節減等による執行残でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入について御説明いたします。

財産収入、繰入金とも、不納欠損、収入未済はございません。

下から2段目の雑入の先行漁業補償再取得収入が、予算現額との比較で約5億6,600万円の増となっておりますが、これは国の経済対策によりまして、再取得費が大幅に上積みされたことによるものでございます。

最下段の雑入に2万4,000円の収入未済がございます。これは臨海用地土地貸付料の延滞金が、申請者の業績不振で未納になっているものでございますが、これにつきましては9月7日に全額収入済となっております。

続きまして、40ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳出についてでございますが、3段目の熊本港臨海用地造成事業費の不用額210万5,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上で一般会計、特別会計の歳入歳出の説明を終わります。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

恐れ入りますが、附属資料の66ページをお願いいたします。

この66ページから74ページまでが港湾課における繰越事業でございますが、72ページをお開きください。

この72ページの最下段にありますように、一般会計の繰越額は30億6,700万円余となっております。

続きまして、73ページ、74ページの港湾特別会計と臨海特別会計、これらもそれぞれ港湾整備事業特別会計で630万円、74ページにございますように臨海工業用地造成事業特別会計で7,210万円の繰越額となっております。

港湾課合わせて22年度への繰越額は31億4,000万円余でございます。

繰越理由といたしましては、地元との調整に不測の日数を要したことにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。なお、繰り越した工事47カ所のうち、9月末現在で18カ所が完了しております。残りの事業につきましても早期竣工に向けて努力してまいります。

続きまして、107ページをお願いいたします。

不納欠損に関する調べについて御説明いたします。

港湾整備事業特別会計の不納欠損処分を6件、177万円行っております。いずれも自己破産や資金力が回復せず、時効が成立したことによるものでございます。

続きまして、112ページをお願いいたします。

県有財産の処分について御説明いたします。

21年度における売却処分はございませんが、百貫港要江地区の県有地及び河内港聖ヶ塔埋立地の2件の分割売却収入がございまして、収入合計額は3,795万9,200円となっております。

以上で港湾課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○内田都市計画課長 都市計画課長の内田でございます。

課内室となっております景観公園室及び新幹線都市整備室もあわせて御説明いたします。

今年度の監査における報告、公表事項はございません。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の41ページから46ページに記載をしております。

内容につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入、繰越金でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、43ページをお願いいたします。

2段目の国庫補助金の計でございますが、予算に対し51億1,273万7,000円の減となっておりますが、これの主な要因は、平成22年度への繰り越しのためでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

3段目の財産収入の項目で、予算に対し103万4,000円の減となっておりますが、これは主に熊本緑景観協同機構事業の財源であります緑の基金の運用利子の減によるものでございます。

次に、歳出につきましては、47ページから49ページに記載をしております。

47ページをお願いいたします。

上から4段目、景観整備費の不用額2,071万1,000円は、経費節減に伴う執行残によるものでございます。

新幹線建設促進事業費の不用額940万2,000円は、鉄道・運輸機構への事業費負担金が確定したための減でございます。また、予算に対し79億5,325万9,000円の減となっておりますが、これの主な要因は、平成22年度への繰り越しのためでございます。

48ページをお願いいたします。

都市計画費は、都市計画総務費、土地区画

整理費、街路事業費、都市公園費で構成されております。不用額7,659万2,000円は、経費節減に伴う執行残によるものでございます。また、予算に対し73億9,997万9,000円の減となっておりますが、これの主な要因は、平成22年度への繰り越しのためでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきましては、別冊の附属資料の75ページから81ページに記載をしております。

81ページをお願いいたします。

明許繰越でございますが、最下段、都市計画課の繰越額計は152億6,724万4,000円でございます。繰り越しの主な理由は、鉄道・運輸機構の事業費が繰り越しになったため、関係機関との協議に時間を要したものの、補償交渉や用地交渉等に日数を要したものなどでございます。

以上が都市計画課の平成21年度決算に関する概要説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課の西田でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、当課関係で定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の50ページをお願いいたします。

50ページから51ページまでが一般会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はありません。

50ページの上から2段目の国庫補助金が、予算に対し6,254万5,000円の減となっておりますのは、主に、下から3段目の団体営農業集落排水事業費補助及び一番下の漁業集落環境整備事業費補助の繰り越しによるものでございます。

52ページから53ページは一般会計の歳出で

ございます。

52ページの上から3段目の環境整備費の不用額3,800万1,000円の主なものは、備考欄に記載しております浄化槽整備事業におきまして、これは浄化槽設置者に補助を行う市町村に対し県費補助を行うものですが、浄化槽設置の確定数が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

54ページから56ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はありません。

54ページの一番上の段の分担金及び負担金で、予算に対し7,133万2,000円の増になっておりますのは、3カ所の流域下水道への流入汚水量が見込みよりも多かったため、実績精算に伴う市町村からの維持管理費負担金の増によるものでございます。

また、55ページの一番上の段の国庫支出金で、予算に対して2億8,985万円の減となっておりますのは、事業の繰り越しに伴うものでございます。

56ページの上から3段目の県債でございしますが、予算に対して1億2,100万円の減となっておりますのは、事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、一番下の繰越金でございしますが、予算に対し14億6,731万9,000円の増となっておりますのは、主に前年度までの特別会計の繰越金でございします。

57ページから58ページまでは歳出でございします。すべての不用額は、参加者の流域下水道の維持管理費及び建設費に係る執行残によるものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の82ページをお願いいたします。

82ページから85ページまでが、下水環境課における繰越事業でございします。

一般会計におきまして、82ページの一番下の段になりますが、2カ所で6,095万円、83ページから85ページまでの特別会計において、85ページの一番下になりますが、13カ所で5億3,280万円の繰り越しがございします。設計指針の改定を受けたより低コストの工法検討や施設の改良手法の検討に日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございします。

以上で、下水環境課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○坂口建築課長 建築課長の坂口でございします。

まず、本年度の定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。

歳入でございしますが、説明資料の59ページをお願いいたします。

歳入の内容は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入でございします。

使用料及び手数料について、主なものを御説明いたします。

5段目の土地開発行為許可申請手数料につきましては、予算現額に対しまして156万7,000円の減となっております。これは開発行為許可の申請件数の減に伴うものであります。

次のページ、60ページをお願いいたします。

1段目の建築許可申請手数料につきましては、予算現額に対しまして235万1,000円の増であります。これは許可の申請件数が見込みよりも多かったためでございます。

5段目以降の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済額との比較で2億87万円の減となっておりますが、これは次の61ページの地域活性化・きめ細かな臨時交付金の繰り越しに伴う減が主な理由でございします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

説明資料の63ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額5,407万6,000円につきましては、県有施設の改修等に係る工事請負費、設計管理委託費の入札残及び経費節減による執行残でございます。

次に、建築指導費の不用額1,351万4,000円につきましては、当課所管の法令に基づく確認、検査事務等に要する費用における経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料の86ページから88ページをごらんください。

県有施設保全改修費の繰り越しにつきましては、先ほど御説明いたしました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用したものであります。平成21年度の2月補正予算で計上されまして、現在、設計が終わり、工事の発注が始まったところでございます。これらの工事はすべて来年の3月までに終了するものでございます。

88ページの4段目の建築物防災対策推進事業についてでございますが、熊本市の事業が翌年度に繰り越されたため、県の補助金124万5,000円を繰り越したものであります。

以上で建築課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○澤井住宅課長 住宅課長の澤井でございます。よろしく申し上げます。

まず、今年度の定期監査におきます住宅課の報告、公表事項がございますので、最初に御説明をさせていただきます。

報告、公表事項は、水俣市に建設いたしました県営月浦団地機械設備工事(その2)の設計変更につきまして、「設計段階での検討不十分、関係機関との事前打合せがなされていない事項があり、現場での設計変更が多く行われている。関係機関との事前打合せを必

ず行い、その結果に基づき当初設計を行うよう設計業者を指導し、不必要な設計変更をなくすよう努めること。」でございます。

これは、受託した設計業者が、設計過程で関係機関との事前協議や調査を行っているものの、内容確認や検討が十分でない項目があり、結果として設計変更を行ったものでございます。

今後は、事前協議や検討に十分時間をかけ、内容確認を行うよう設計業者を指導するとともに、設計検収段階でのチェックを確実にを行い、再発防止に努めてまいります。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、説明資料の64ページをお願いいたします。

3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が23億2,701万3,000円に対しまして、収入済額が20億9,268万4,000円で、収入未済額が1億8,270万8,000円となっております。

収入未済額が多い理由といたしましては、公営住宅制度が入居対象者を住宅に困窮する低額所得者といたしておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下により生活困窮等が加わったものと考えられることや、既に退去している滞納者分の未収金が61.4%、1億1,000万円余を占めているところでございます。

県といたしましても、今後とも滞納対策といたしまして、口座振替の促進等による滞納発生の未然防止や短期滞納者への早期の納入指導、さらには支払いに応じない悪質な長期滞納者に対する法的措置の実施などに引き続き取り組み、未収金の回収に努めてまいります。

特に、長期滞納者に対する取り組みといたしまして、6カ月以上または10万円以上の滞納者に対する即決和解及び明け渡し訴訟の提起、さらに判決を受けた者及び和解条項に違反した者に対する積極的な強制執行を行うな

どの滞納解消策を講じて、取り組みの強化を図っているところでございます。

なお、県営住宅使用料の未収金のうち、9月末日までに3,389万1,000円が収入済となっております。同日時点で未収額は1億4,881万7,000円となっております。

不納欠損額につきましては5,162万1,000円でございますが、これは退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。

なお、予算現額との比較で7,089万1,000円の増となっておりますのは、督促などの強化により収入済額が見込みを上回ったためでございます。

同じく、4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは県営住宅の駐車場使用料などでございます。調定額が1億7,485万9,000円に対し、収入済額が1億7,148万1,000円で、収入未済額が337万8,000円となっております。この理由といたしましても、住宅使用料と同様入居者の生活困窮などによるものであります。

次に、長期優良住宅認定申請手数料ですが、長期優良住宅普及の促進に関する法律に基づき、昨年6月から施行されました長期優良住宅建築等計画の認定業務に伴う手数料でございます。予算現額と収入済額の比較で124万3,000円の増となっておりますのは、当初見込みより認定申請が多かったためでございます。

次に、国庫支出金ですが、65ページ3段目から5段目でございます。

地域住宅交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金で、予算現額と収入済額との比較がそれぞれに、上から1億4,258万4,000円、3,155万円、2,532万7,000円の減となっておりますのは、繰り越しに伴うものでございます。

また、最下段の各種住宅施策事業費補助で、予算現額と収入済額の比較が2,392万5,0

00円の増となっておりますのは、家賃減額補助の受け入れ増によるものでございます。

次に、66ページ2段目、お願いいたします。

財産収入の土地貸付料の収入未済額が19万3,000円となっておりますのは、県外在住の債務者が死亡したため相続人に対しまして請求しておりましたが、所在不明となったものでございます。所在確認の上督促を行い、未収金の解消に努めてまいります。

次に、67ページをお願いいたします。

1段目、2段目の県営住宅敷金運用利子及び県営住宅駐車場保証金運用利子におきまして、予算現額と収入済額との比較で130万6,000円、7万5,000円の減となっておりますのは、運用金利の低下に伴うものでございます。

次に、3段目の住宅金融支援機構収入につきましては、同機構からの業務委託の対象となる災害復旧建築物等の工事費審査がなかったためでございます。

次に、4段目の雑入において、予算現額と収入済額との比較が260万2,000円の増となっておりますのは、裁判予納金還付等の予算外の収入の受け入れによるものでございます。

次に、歳出につきましては68ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費ですが、10億1,904万7,000円の予算に対し、支出済額が9億5,152万5,000円となっております。不用額2,857万1,000円につきましては、管理事務費におきまして、即決和解の実施及び高額所得者明渡訴訟対象者の自主退去に伴い、訴訟件数が見込みより少なかったことによる事務費の執行残などでございます。

また、3番目の住宅建設費の不用額3,179万5,000円につきましては、公営住宅建設事業、公営住宅ストック総合改善事業の入札に伴う執行残及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業において、国の補助事業である高齢

者居住安定緊急促進事業が、国から事業者へ直接交付へと制度を変更されたことで、県予算の一部が必要でなくなったことなどによるものでございます。

繰り越しにつきましては、附属資料の89ページから90ページでございます。

住宅課の繰越額計は3億6,160万9,000円でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、県営住宅の維持補修等の工事におきまして、入居者との工事スケジュールの調整や外壁の劣化状況調査などで不測の日数を要し、やむなく繰り越したものでございます。なお、9月末日までにすべての事業が完了するところでございます。

以上で住宅課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○高永砂防課長 砂防課長の高永でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明を申し上げます。

委員会説明資料の69ページをお開きください。

まず、歳入につきましては69ページから71ページまででございます。

69ページの分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、70ページの国庫支出金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

1段目ですが、予算額に対しまして17億2,999万6,000円の減となっております。これは主に22年度への繰り越しに伴う減でございます。

次に、71ページ、中ほどの繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額はござい

せん。

続きまして、同じ71ページ6段目の諸収入でございますが、その下、7段目の雑入につきまして収入未済額が8,000円生じております。これは請負業者の倒産により契約を解除した際、既に支払い済みの前払金に対して出来高不足の返納金が生じたことに関連するものです。返納金については保証会社から県に納入されましたが、その返納金に係る利息分については業者からの納入となっているため、県に納入されずに収入未済となったものでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

72ページをごらんください。

砂防費につきまして6,701万2,000円の不用額を生じておりますが、これは国直轄事業負担金の減及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。

附属資料の91ページをごらんください。

91ページから104ページにかけて砂防課の繰越事業を記載しております。

104ページをごらんください。

合計で103カ所、31億8,488万7,000円の繰越額を生じております。繰り越しの主な理由といたしましては、境界確定や相続に伴う登記書類、地元関係機関との調整及び工法の検討等のために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で砂防課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○馬場成志委員長 以上で土木部の説明が終わりました。

11時5分まで休憩して、11時5分から再開したいと思います。

午前10時59分休憩

午前11時5分開議

○馬場成志委員長 それでは、再開をしたいと思えます。

質疑に入りますのでどうぞ。

○中原隆博委員 若干おくれてまいりまして、申しわけございません。

ちょっと先ほどの冒頭の説明の中で、執行残とか経費節減というのは、これは不用額としてそれはそれなりに評価したいと思うんですけども、特に繰越額というのが515億円を超えるというような状況の中で、私が常々思うことなんですけど、用地交渉というのがなかなかまくいかないと、これで非常に難を来しているということは、これはきのうきょうのお話ではございません。

そういう場合に、これ1年度で解決できる問題であればいたし方ないにしましても、10年たっても、また執行部の皆さんあるいは土木事務所の皆さんが努力なさっていても、10年かかってもうまくいかないということがあるわけです。

それは遺産相続の問題そのほかあるからということはおわっているんですけど、その間にそういう道路拡幅とかなんとかで、10年近くにわたって何回となく出会い頭の事故とか起こっておるわけです。

だから、私も現場に行くと、それは何とか強制収用できないですかと、うん、それは自分の土地を譲りたくないという気持ちはわからぬじゃないけども、そういうところで何回も事故が起こっていると、これが大きな事故という形になると、これは県もその責任を問われるような状況も生まれてくる可能性だってありますよということを、10年以上申し上げてきた経緯もあるわけです。

だから、そういうときの用地交渉が難を来してどうしようもないときに、例えば来年の3月に新幹線開業とか、そういう場合には強制収用もできますでしょうけど、それ以外の

ときの強制収用というか、そういう手段を、時と場合によってはやっぱりすべきじゃないかという気持ちを常に私は持っているんですけど、その辺に対する回答はどうなんだろうかと。

○馬場成志委員長 用地の問題ですね。どうぞ。

○佐藤用地対策課長 用地対策課の佐藤でございます。

今おっしゃられましたように、事業開始から相当年月がたって……

残っている分については、一応収用の手続に入ることもあわせて検討しながら進めたいと思っております。その前に、一応事業認定を取りましてそれから収用の手続に入っていくというような、余り長くなるものについてはそういうことを検討していかなければならないというふうに思っております。

○中原隆博委員 今おっしゃるように、やっぱり交通事故とか、そういう形で出会い頭の事故とかあるようなところは、やっぱり繰り越しという形ではなくて、ある程度、10年だったら10年で期限を切って、そういう形に改めるべきところは改めていかなきゃならないというふうに思うんです。

だから、細部にわたったお話はまた個別にさしていただきたいと思えますけど、そういう形での繰り越しが何年も続くということになれば予算そのものが打ち切られるわけですから、ぜひそういうところを御検討いただきたいと思えます。

○鬼海洋一委員 関連でいいですか。今年度の、今指摘がありました翌年度の繰越額、極めて大きな額が繰り越されるわけですね。それぞれ各課にわたるものですから一概には言えないかもしれませんが、特に今年度



の状況を見てみると、例えばこれは緊急経済対策の関連もあるんじゃないかというふうに思うんですが、支出額がずっとゼロですよ。ね。ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロということで、掲載されているもののがかなりありますね。

例えば、県道の修理費、これは37ページ、21年度の執行額がずっとゼロ、ゼロがぱーっと続いているわけです。それからやさしい道づくり事業費、これも41ページからずっと21年度執行額がゼロ、ゼロ、ゼロと。「工事箇所決定に不測の日数を要したため。」ということで、連続で続いております。それから、45ページもずっとゼロということで、同じ「日数を要したため。」。

これは経済対策に係る予算執行の面ではないかというふうに思うんですが、今年度余りにも予算現額とそれから翌年度繰越額、つまり執行率というのが極めて率としては小さくなっていると、こういう傾向にあるわけですが、あとでもう一回質問しますけども、この傾向についてはどなたでしょうか、ひとつ総括する立場で、どういうふうにお考えなのかというのをまず1点お伺いしたいというふうに思います。

これは用地対策課じゃない形で……

○野田土木技術管理室長 土木技術管理室でございます。

繰り越しの件でございますけども、委員がおっしゃいましたように、昨年度は6月に286億円の補正を組んでおります。それと、2月に75億円の補正を組んでおります。当然、2月の補正につきましては13カ月予算ということで、これは繰り越しを前提にしてやったということで、これは丸々繰り越しています。

合わせて300億円以上の補正があっておりますけども、そういう関係で、本年度は大体176%ということで昨年に比べて極端に増額しております。今までの傾向としましては、

どちらかという傾向であったわけですが、昨年度は補正予算の関係があって増額しております。

この繰り越し516億円でございますけども、総じて申しますと、現在80%ほど契約しておりますと、まあ2割方まだ残っているという状況でございます。その中で、今おっしゃいましたページにゼロというのがございますけども、これはそのうちの2割だと思っておりますが、それぞれの特殊事情で残っているのではないかというふうに、個別の事情をのぞきますと、総じてそういうふうな状況ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 特徴的に言えることは、つまり今年度の事業予算の計画上の特殊な年度であったということが、これほど多額の繰り越しを出したという一つの要素であるというふうに理解してよろしいですか。

○馬場委員長 昨年度ですか。

○鬼海洋一委員 昨年度ですね、21年度です。

それであっても、特にこの中で繰り越しの理由として、なかなか用地買収がうまくできなかったというようなこともかなりここに記載をしてあるんです。私はいつも宇城の中の事業予算説明会の中で申し上げるわけですが、一つの事業の用地取得に向かう、私たちそういう事業をつくった、あれを常に要望しながら、ようやく事業が予算として計上できたというふうに安心をしておると、用地買収がうまくいなくて、その事業が2年も3年もできないと、こういう状況のもとでまた失望に変わるわけですし、あるいは地元の方からも相当大きな新たな要望というのが出てきまして、サンドイッチ状況になって政治家が一番に困るわけですが。

そこで、この用地買収のあり方の問題、手法の問題といたしますか、かつて、私たちが20年ぐらい前は、みんなある意味で、用地買収に当たる人たちが何か責任感というか、これはやらなきゃと、専門家としてのプライドというか、それにかけてもこの買収やり上げるぞというような気迫、そしてそのためにはどこをどうつぶしたら用地買収できるだろうかという工夫、そういうものがあつたようにずっと見受けてきたわけですが、最近はこちらと足りぬとじゃないかなと、用地対策課長がおられる中でまことに申しわけない話ですけども。

そういう意味で、1年1年の繰り越し、買収未済、こういうものに対する事業をしょって振興局単位での反省、そういうものがなされているかどうか、もう少し工夫の余地があるんじゃないかというふうに感じているわけですが、その辺いかがでしょうか。

○佐藤用地対策課長 用地につきましては、今委員がおっしゃられたようなことで、地権者の方も職員の方も、その事業の意義についてよく理解して入った方が一番いいんだろうと思うんです。

今、繰り越しの一番主になっていますのが、建物の移転関係が大体主なものじゃないかと思えます。建物の移転で例えば、その事業の予算がついて、交渉に入って、それからできまして、例えば移転していただくということになりますと、その土地の農地転用許可とか開発許可とか、それから造成とか、そういうものをしまして、その後建築確認を取って建築を始めるということになりますと、やっぱり当年度に入ってから、3月31日までに建物の移転を完了するというのはなかなか厳しいところもございます。

その辺のところについてはなるべく前の年度からとか、そういうところから交渉を始めるとか、いろいろな工夫があると思えますけ

れども、今振興局単位でどういうふうな問題があるかというのは、振興局の用地課からのいろいろな隘路あたりの調査は今しまして、解決策を検討しているところでございます。

○鬼海洋一委員 例えば、その事業の必要性については県だけではなくて、つまり地方の生活の利便の問題が関係するわけですから、市町村と共通の思いの事業になるわけですね。ですから、例えば市町村の担当課あたりとも相談をしながら、この未買収地域を、こんなのは問題であるけれども、人との関係もありますからどうやったらできるかというような、つまり1年を振り返りながら、なぜこの繰り越しが出たのかという意味での総括あたりを時にはやる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

場合によっては、買収部分についてはどこか別の機関をつくって、そこで買収をやってもらうとかというような組織・機構上のあり方の問題として、この問題については改善する余地があるんじゃないかなというふうにずっと思っておりましたので、せっかくの決算委員会ですから申し上げましたが、ぜひそういう意味で御検討いただきたいというふうに思います。

○内野幸喜委員 確かに、用地については、それぞれのケースでいろんな事情があると思うんです。やはり地権者の方と少しボタンのかけ違いで長引いたり、長期化したりとかいろんなケースがあると思う。ですから、私はやっぱり用地交渉については、今鬼海委員がおっしゃったとおり、ある程度専門的な部署みたいな形で特化していった方がよりいいんじゃないかなと思うんです。

地権者との信頼関係というのが何よりも大事なんで、そこが一回ちょっと変な形になってしまうと、なかなか個人の私情が入ったりとかして長引いたりとかすると思います。

これも要望という形で、今と大体同じ意見です。

○児玉文雄委員 関連ですが、確かに今まで言われたことは、工事をする上において問題点ばかりあります。もう一つ、もう少し早く入札をする前にやっつけばいいことがあるんです。よく聞くことは、電柱の移転ですよ。——電柱の移転。工事を発注してからこれを九電に言うわけですね——先生がお隣におられるけど。

九電の人が言うんです、入札をするとわかっとるなら、もう少し事前に出してくれないかと。だから、入札を発注してから出すから3カ月ぐらいおくれるわけです。九電から移転の許可と、向こうから来て移転をする事業は、これはわかっていることなんです。

よく私は現役の時代に、——現役というが、これは木材の方だったんですが、県有林を入札する、その山が保安林指定を受けておる、すると売の方が当然保安林解除をしとかなきゃならない。それを、売ってから保安林の解除をするもんだから、全く今九電の話と理屈は一緒なんです、これはやっぱり入札を執行する方が事前に九電にお願いをします。これは、入札を受注してから必ずこの問題に引っかかるんです。やっぱり繰り越しをしてもらわなきゃならないとかなんとかいうことが出る。これは皆さん十分知っとるはずですよ。ぜひそちらの方もお願いします。

○猿渡道路整備課長 道路整備課でございます。

委員おっしゃるとおり、そういうケースもある——なくはないというふうに思っております。ただNTTとか九電とかにつきましては日ごろからいろいろ打ち合わせをしておりますので、そういう機会をとらえながらしっかりやっていきたいなというふうに思っております。確かにあると思いますので、その

あたりはしっかり指導をしていきたいというふうに思います。

○馬場成志委員長 今幾つか指摘があったことで、ちょっと気を先回りして使えばやれる部分があると思いますので、もう一回精査していただいて、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

ほかに……。

○児玉文雄委員 この説明資料を見ると、最近不納欠損金であるとか、収入未済とか、これが何かふえてきているような気がします。そうして、その原因が経営不振、倒産、夜逃げ、こういうのが原因として説明をきょうされておるんですが、熊本県はたしか平成12年、潮谷さんの知事のときから、経営再建、財政再建ということで、土木部は年3%のコスト縮減をやっているわけですね。それは12年ぐらいからだったと思います。私が記憶しておる範囲内では、8年間3%下げて2割4分・24%下がっておるわけですね。

また、今の入札を見ていると、85%を割っている可能性があるわけですね、予定価格の85%。それで、24%と15%を足せば約40%なんです、予算から、予定からですね、入札の幅が約40%。そういう入札を、何か物価が下がったとか——昔はあれは物価版といいよりましたですか、あれに基づいていろいろの単価が決まってきたおった。現在はコスト縮減ということで24%は強制的に下がっているわけ、理由なく。その点について、何か下げる要因があって下げたのか。ただコスト縮減で下げたのか。

きょうは入札制度のことまでは時間がないから余り言いませんが、県の今の落札率ですね、平均、たしか85%を割っております。そういうことについてちょっと答弁をお願いします。

○古里監理課長 落札率の話でございますが、これは既にホームページ上で公開しておりますが、ちょっと……。

落札率でございますが、高い時期が96%とか97%とかそういうところで、御存じのようにいろんな入札改革関係の見直しを行いまして、一番低くなって93%ぐらいがあります。実は今入札改革とおっしゃいましたが、最低制限価格の見直しを2度ほどやっております。若干上がりまして、今94%ぐらいで推移していると、一たん下がったものが少し上がったという状況でございます。94%です。

○児玉文雄委員 課長、それはおかしいんじゃないか。ことしの数字を出してごらん。94%なんていう落札率があるかい。何ば見とつかい。

○古里監理課長 済みません。土木部の平均で、21年度の平均が93.7——約94%ということです。

○児玉文雄委員 だから、私はことしの方を言っているんだけど、去年も私は90%、そんなにいけないと思っているんだけどね。去年でも90%ぐらいじゃないかなと思うんだけどね。

それと、監理課長、私が言うたように、コスト縮減で私は24%下がっていると思うんだけど、それはどうなっているのか。その理由があったのか。

○古里監理課長 県、土木部の方で建設産業の振興プランというのをことし見直しをいたしました。その中で、建設業会の各支部を私回りまして、その各支部の支部長さんと意見交換をしてきたわけですが、その中でお話がございました県の積算基準、例えば労務単価で——これはおっしゃったことなんですが、この7年で3割とか、そういうふうになが

っているのではないかというふうなお話。

児玉委員がおっしゃるのは、私ども県の積算単価というのは、国の基準に応じまして歩掛かり、単価、資材、価格等を積算しているわけでございますので、20数%というのは、そういういわゆる業者さんの感覚ということで感じております。

○児玉文雄委員 例えば人件費、一般労務者の人件費、前は1万5,700円あったんです、単価が。今1万1,700円なんだよ。4,000円下がっているんですよ、4,000円。下がるだけの理由があつてあなた方は下げたのか。ただ銭が足らぬから、コスト縮減のために下げたのか。工事を受注した業者の経営とかなにかは全く考えてなくて下げておると、私はそういう感じがする。

だから最近、去年でも構いませんが、数字をちょっと出してもらいたいのは、建設業の倒産は去年でどれだけあったのか、下げたその理由たい。毎年、月日がたつて、本来なら上がらなければいかぬのを、そんなに人件費だけでも4,000円下がっておりますから、ちょっと答えてください。

○野田土木技術管理室長 技術管理室でございます。

労務単価の件でございますけども、労務単価は国土交通省と農林水産省の、国が毎年9月から12月にかけて、実際に支払われている単価の調査をいたしまして、それを年度当初に、国の方から幾らだというふうなことで県の方に来ます。その支払単価というのは、先ほど申しましたように国が調査いたしまして、実際に建設の工事で支払われている金額をもとに算定しているという状況でございます。

その結果、負のスパイラルといいますか、だんだん事業が縮減する中で、実際に支払われている労務費が下がっているというふうな

状況を反映した結果、児玉委員がおっしゃいましたように下がっているという状況であるというふうに把握しております。

○馬場成志委員長 今1万5,000円から4,000円下がったっておっしゃったでしょう。それは一遍に下がったということなのか、それともその中でどういう経緯で下がってきたんですか。

○野田土木技術管理室長 徐々に下がってきておるんですが、5年ぐらい前に極端に下がりました、今はちょっと安定しているというふうな状況でございます。

○児玉文雄委員 そういう国土交通省が言ったから、何がどうだったからと、私はそういう理由は聞いていないんだ。今入札制度の中でも、国土交通省と県がやっていることで違っていることはあるでしょう。

今、例えば人件費1万1,700円で、労災をまず払わなきゃいかぬ、保険料を払わなきゃいかぬ、これは会社が半分、個人が半分、半々で払うんです。そういうのを差し引いたとき、従業員の方々が取れるお金はどれぐらいになるかと、一回どま計算したことがあるんですか。

○馬場成志委員長 今の質問に対しては、国が実際幾ら払われとるかというのを調査したことが前提になっておるといふふうに思いますが、それはどういう形でどれぐらいやとるのかということをお聞きとしますが、多分委員は納得なさらぬと思うですよ。

○野田土木技術管理室長 技術管理室でございます。

労務単価につきましては、委員おっしゃいましたように、その後に社会保険料とか、今1万1,000円に上乗せしてそういう経費がか

かります。その経費につきましては、工事費の諸経費の中で積み上げられておまして、それは大体1.5倍ぐらいになるそうなんですけれども、実際には会社というのはそれ以上に、保険料であったり、社会保険料であったりいろいろかさんできます。その分は経費の中に入っておりますので、今1万1,500円というのはそれを除いた額というふうなことでございますので、実際に設計に入っている金額というのはそれも入っているというふうなことでございます。

○児玉文雄委員 では、なぜ最近建設業の倒産、人員削減、これが行われているかと。人員削減を各会社が今のようにやってもろたら中山間地、田舎の雇用はないんです。何いっちゃないんです。企業誘致なんて、うちの山都町なんて何十年もだれも来ていない。昔からあった縫製工場とか、そういうのは全部倒産または逃げ出してしまった。

そういうことも考えずに、ほんなら土木技術管理室長に聞くが、24%ぐらい下げたということも事実ですね、潮谷県政のとき、平成12年から3%ずつ下げたでしょう。コスト縮減で毎年下げとるんです。2回や3回じゃないはずなんです。そんなら、その24%も経費の中に入るととるというんですか。

○古里監理課長 先ほど倒産についてお問い合わせがございましたので……。

熊本県内の1,000万円以上の倒産状況でございますが、ちょっと変な言い方ですが、大体年間に120から130件。平成14年に180件、ちょっとふえております。その後ちょっと落ち着きまして、実は平成20年に172件でございます。昨年度は127件ということですよ。

建設業関係は大体そのうちの4割前後という状況でございます。20年の場合172件倒産があつておりますが、その際は76件でございます。昨年127件でございますが、建設業は4

9件。本年度は、これは8月末の状況でございますが、37件倒産がございまして、そのうち建設業が13件、35%——3割5分というような状況でございます。

○児玉文雄委員 倒産といえば、やめた人は、自主廃業した人はカウントしていないんですね、それには。自主廃業もあるんです。それはあなたたちが熊本市、特に自主廃業は熊本市の業者の中で、ある程度今ならば手形決済からなんから全部やってしもうても、丸裸にはならないというような優良企業の方が自主廃業しておられるわけです。

それと、私は来年は倒産がものすごくふえると思います、来年は。その次はまだふえる。私も地元で、来年度はこれは危ないねというごたつとがはっきりいうて何社かある。ただ、今落札が予想がつかない、落札が。やっぱり事業計画というのを業者は立てるわけですね。1年にあすことあすことあすこを取って、大体どれぐらいすると。今県が前渡金4割ですか、この予定が狂うてくると、前渡金を先食いしているわけです、先食い。それを払うためには無理やり取らないと次の前渡金が来ないというようなこと。

監理課とか技術管理室あたりは、そういうことを考えたことはあつとね。

○馬場成志委員長 この件に関しては、本当に地域の実情をわかってくれというのが、まず児玉委員の皆さん方に対する意見です。全体的なことに関しては、これは財政再建戦略の中で、皆さん方ももっと仕事を取りたいというような中で、実際さつき執行残の話も出ましたけど、執行残がこれだけ出ているというのは、皆さん方が去年おとししっかり頑張つて国に対して予算を取ってきたということ、ここは胸張っていいところです。

そうして、その中で、全体的な財政再建戦略の中で今おっしゃつような状況が来

る、そして来年からはもっと厳しいような状況が来るという中でしっかり考えてくれということです、これはしっかり受けとめて、また後ほどいろいろ意見交換したいというふうに思います。

○児玉文雄委員 できるなら、これは我々も地域の県議会議員として、地域がどんどん疲弊していくのは見るに見かねる。この問題はまだ幅広いんです。私が言うたのはほんな一部です。入札制度からなんからずつともう少し考えてもらわなきゃいかぬことがある。

きょうは決算だから、不納欠損金とかなんとかそういうのをやつとる。しかし、これが出てきましたということは、私の今の質問ともつながってくるような問題があると思うわけです。

だから、委員長、この建設業問題、本県にとっては一番大事な産業なんですね。これについては決算委員会とは別に一回会合を持ってもらおうと、そしてもう少しまともな答弁ができるよう勉強してください。ただ、予算が幾らだからはい幾らですと、そういうやり方じゃなくて、本当に我々としても内容が把握できないような今入札制度そのものもあります。こういうことをしよつたら絶対だめになる。

○村上寅美委員 委員長、ちょっと関連です。

鷹尾君、それから部長、要望でよかけんね、サブプライムとかいろいろいうてどの業界も疲弊しとる、これは言える。これも言えるけど、建設業というのは今児玉委員が言われるように、地方によってはやっぱりオーナー的存在であつたのが倒産に導かれているという現実があるわけだ。国の基準は基準としてそれは多としても、現実があるわけだ。

しかし、熊本県は知事を筆頭としながら

も、熊本県の経済浮揚を君たちも僕らも考えなくちゃいかぬという段階で、それは地域によっては99%もあれば90%も95%もあるうけど、地域によっては70%とか80%とかというところもあるわけよ。だから、やっぱり熊本県として、他県もよく見て、そして他県のいいところは取り入れるというような形にして、トータルでいうならやっぱり最低制限を上げること、最低を。そして、政治介入云々というなら、抽選でんなんです。

ただ、飯を食わせにやでけぬ、トータルでいうなら。それを今児玉委員はいろいろな—おれは勉強しとらぬけん局部的なことはわからぬけど、トータルでは、建設業は—うちの幹事長が言うんだから、もうどうしようもないけん、兄貴か弟か知らぬばってん、違うほかの仕事ば考えにやいかぬて、そういうことじゃいかぬと思うたい。

苦しみは苦しみでともに苦しみがらもやっぱり育てる、育成という地場企業という見地で今後検討をしてもらいたいということで、答弁は要りません。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 少し関連するといえば関連するんですが、例えば5ページのこれは監理課、工事請負契約等の解除に伴う違約金が収入未済になっていますね、74万円。収入済みというのが1,913万4,000円ですから、その違約金のうちの多分これはあれされていると思うんですが、今お話がそれぞれ先生方からあっているように、経理状況が非常に悪いという状況の中で、当然県が発注するような公共事業、そういったものに対して、ある程度企業の予審というものがしっかりしていなきゃいけないと、企業情報の把握、そういったものも当然されていると思うんです。

こういうことというのがされていて発注をする、だけれども請負業者が倒産するために

こうやって違約金を払ってもらおう、しかし収入未済が出てくる、これどういうことなんですか。予審がちゃんとできていないということじゃないですか。どういう審査をやっておられるのかということです。

○古里監理課長 建設業関係につきましては、御存じのとおり経営事項審査ということで毎年度審査をしております。私どもとしては、ここの監理課の中でそういう審査業務をやり、いわゆる経営体としての適正、こういうものをきちんと見分けながら、指名なり入札の参加をお願いしているという状況でございます。

その中でもこういう—不幸といったら申しわけありませんが、こういう経営不振に陥った中で、それなりの一定の企業努力をされていた中でこういう事態が発生したというのは、私ども本意ではございませんが、そうした場合であってもやはり県の収入に契約ということでしておりますので、違約金、そういう前払金等に伴う利子、こういうものはやはり規定上きちんといただくというふうなことが、県の収入確保というために必要なことというふうに思っております。2面の側面があるのかなと思っております。

○大西一史委員 ただ、やっぱり経営事項審査なんていうのは、莫大な時間とコストと、執行部側も人的な労力、企業側もばかなように資料をつくってやると。ところが、こういう、私は以前、随分昔、8年ぐらい前にこれを本会議でも指摘させていただいたんですけども、それはX点、Y点、Z点とございますね、経営事項審査。これで経営が優良だと言われたところで倒産があつとるというようなことで、実態と経審の点数だとか、そういった状況というのは違うということが非常に問題ではないかなというふうに思っています。

やっぱりその辺が実態とかけ離れているから、先ほどの議論のように、実際に労務単価の認識なんかについてもやっぱり異なる。私たちが直接現場で聞いていることというのは、かなり厳しいことを聞いています、正直言って企業の皆さんだっただけに。

しかし、やっぱり同じように経営事項審査をし、これは法的にある程度義務づけられているとはいえ、その辺のあり方というのも考え直さないと——違約金がものすごく多いというわけじゃないですね。多いというわけじゃないけど、請け負った企業が倒産するというケースは過去数年来ずっとあってきています。

そういうことを防いでいかないと、結局は不納欠損を処理するというのは、県民の税金からまたそれを処理せにやいかぬ。きちっとした業者さんがきちっと運営している、請け負ってやっていけるというふうにするということと、それと同時にきちんとした予審、審査をするということが大事なというふうに思いますので、その点は十分考えていただきたい。

それと同時に、例えば保証人とか保証機関とかあるはずです。その辺はどうなんですか。例えば、請け負った企業が倒産をするというような場合の保険であるとか、そういったものというものはあるんじゃないですか。どうなんですか。あるはずでしょう。どうなんですか。

○古里監理課長 例えば、いろんな経営のあり方といいますか、経営状況の把握、そういうものについては、先ほど若干申し上げました今回の建設業の振興プランの中で、いろんなそういう信用を測るものとして、例えばいろんなマーケットでの信用度合いはどうなのかということを入札ポンドというのがございます。そういうものを今後引き続き利用していくということも考えられるのではないかと

いうふうなことを、プランの中で今後の要検討ということで打ち出しております。

それから、保証に関して言えば、やはり建設業の皆さんについては、西日本建設業保証株式会社などとか、そういうところの保証をいただきながら、そこで保証を担保されながら県の入札の方に参加していただけるというふうな状況でございます。

○馬場成志委員長 続けて。それはむだに不納欠損が出るとるわけですか。

○大西一史委員 収入未済ですね、こここのころは。

○古里監理課長 済みません。この違約金の分について申し上げますと、これは監理課の方で把握しているんですが、通常ですと入札保証金をいただきますが、工事の場合300万円未満、それから設計の場合200万円未満については、契約保証金をいただいております。

いわゆる小規模であつての工事、設計だもんですから、その中でより零細な方の、取らないというのは零細な方の保護ということがあるんですが、結果として倒産と経営不振に陥った場合、こういう事態が発生した……

○馬場成志委員長 それは300万円……。

○古里監理課長 工事の場合は300万円未満でございます。

○大西一史委員 ただ、こういう収入未済については、最初の部長の説明の中でも、解消に努めていくよということなんですけど、随分こういうケースは今いっぱいありますね。見せていただく中で、本当に徴収することが可能なのかなど。一部不納欠損というようなことで消滅時効が完成していたり、あるいは



どこだったか、港湾課だったかな、不納欠損、滞納処分の執行停止に係る納入事務の即時消滅を決定したりとかということで、その時効が成立したりいろいろするわけです。

そういうことを考えると、こういった全般的な収入未済ですね、収入未済自体は、20年度と比べると減ってはいるんです。20年度は3億2,040万円なんです。ところが、21年度の決算は2億4,930万9,000円なんです。だから若干減っている。ところが、不納欠損は大幅にふえていますね。20年度2,558万1,000円だったのが、21年度は先ほどの説明で5,577万3,000円。もちろん、その大きな部分というのは、県営住宅の使用料が一番大きいのかなというふうに思いますが、やっぱりどんどんどんどんふえてきている。

こういう状況を考えると、今ずっと説明をいただいた収入未済の債権管理というんですか、こういったものをもっときちっとトータルで把握して、そしてちゃんと取れているか取れていないかというのを計画的に、督促状の送付とか、電話や面談による督促、所在確認調査、資産調査の実施、夜間休日徴収を実施するなどということで、収入未済の解消に努めるというふうに部長はおっしゃいましたが、それがきちんと体系的にやられているのかどうなのか。ケースによっては、これはA B C Dランクをつけて、これは非常にやばいと、まずいというものがあるということ、そういう認識の中でやっていかないと、後はただ単に消滅時効を待つというようなことではいかぬのじゃないかなと思うんです。

そういうことでの全体的な管理をする、債権管理をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺に対するの見解をお聞かせいただきたいと思います。

○古里監理課長 未収金につきましては、土木部だけじゃなくて、県庁全体の課題として大きく今取り上げられておりまして、土木部

としてもこういう全体的な管理をいかにするかということで、今考えているところでございます。

ただ、未収金の中身というのが、それぞれ各課で担当をしております性格が、こう言っては申しわけないんですが、ちょっと違うと。住宅の場合、それから私どもの場合、いろんな対個人の方を相手にする場合とか、企業であったりとか、そういう債権回収の手法とか考え方、そういうものをきちんと整理して、体系的に今後未収金の対策に当たっていく必要があるというふうに、大きな課題というふうに土木部としてもとらえているところでございます。

○大西一史委員 いずれにしても、ずっと見ていると、収入未済がどれだけ来年解消されるのか、それは私もしっかり見ていきたいというふうに思いますけれども、それも強くお願いしたいんですけど、例えば滞納処分であるとか、こういったことも含めてそういう管理というのに対する意識の甘さというのが、ずっと毎年毎年同じように何千万も何億も不納欠損と収入未済を生んでいるわけです。この体質というのは全く変わらぬわけです。

私、去年の委員会の議事録持ってきて、皆さんの説明聞きながらずっと読んでみるとほとんど同じですね。数字が若干違うだけでほとんど一緒なんです、読んでみて見比べていただければわかりますけども。

やっぱり、ずっと漫然と、例えばそういう処理ができずに漫然としているというふうに、これは言わざるを得ないような状況になっているというふうに私は思います。だから、その辺に対する態度については、厳しい態度で臨んでいただきたいというふうに思います。

それと、済みません、もう一つ、細かい話で恐縮ですが、さっきちょっと言いましたけど、37ページの重要港湾使用料の不納欠損処

理をされていますが、177万円ですかね、これの不納欠損理由が「滞納処分の執行停止に係る納入義務の即時消滅の決定」というようなことなんです、これは相手先とどういう状況だったのかちょっと教えていただけませんか。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。

今委員の御質問のありました37ページの重要港湾使用料177万円の不納欠損についてでございますが、これは三角港の、以前三角島原フェリーというのが三角港から島原港に就航していたんですが、これが11年4月に就航しまして18年8月に航路を廃止されました。この三角島原フェリーが倒産したことによる、18年度分の可動橋使用料の分でございます。

○大西一史委員 この滞納処分の執行停止に係る納入義務の即時消滅の決定をしたという、その決定の根拠というのは何ですか。背景と根拠、あと根拠法律、これは民法上の債権ですよね。

○潟山港湾課長 ちょっとお待ちください。

○大西一史委員 何か時間がかかりそうなので、後で説明できますか。

○潟山港湾課長 はい、わかりました。

○馬場成志委員長 後で……。

○潟山港湾課長 後で説明いたします。

○大西一史委員 いずれにしても、これは何が言いたかったかというのは、こういう処分に関する法的な整備というのがどういうルールでやられているのか。さっき言ったことと実はつながっているんです。漫然としとるん

じゃないかと。だから、即時消滅を決定するということは、それなりの合理的な理由がなければならないわけです。それでなければなかなか認められぬわけです。

だから、今の段階では細かいことはまた後で教えていただきたいと、各先生方にも教えていただきたいというふうに思いますけれども、そういうことをきちっと説明ができるようにしてもらわないと、決算で細かく審査していく中で、収入未済、不納欠損、はいこれだけですよと言われて、その理由とか相手先とか、これはもう少し詳しい資料が私は出てくるべきだと思います。

いろいろなプライバシーとか、相手先の不利益に当たるようなことがない限りは、別途一覧にでもしてやるとか、これは監査のやり方もどういうふうになっているのか知りませんが、去年の資料はちょっと少し、備考欄にちょこっと1行、2行書いてあるぐらいで私納得できないというふうに思いますので、その点をお願いをしておきます。

○内野幸喜委員 関連してよろしいでしょうか。今の委員のころの港湾使用料、その会社がどういう整理をしたのかわからないんですが、破産したとか、例えば不納欠損額、今お示しのとおり177万円。恐らく多少は配当というんですか、そういったものがあると思うんです。滞納分が本当は幾らあって、うち幾らが不納欠損になりましたという、そういう丁寧な説明があると私もよりわかりやすいなど。これだと、丸々滞納分が入ってこなかったというふうに受け取りがちなんです。その点がわかればですね。

今難しいのであれば、今後そういう形の記載方法をしていただくと、よりわかりやすいなどと思います。

○馬場成志委員長 まとめて答えて。

○潟山港湾課長 わかりました。

○馬場成志委員長 ほかに。

○増永慎一郎委員 関連して。64ページなんですけど、県営住宅の使用料の収入未済額の部分なんですけど、予算現額と収入済額の差の理由ということで、「督促等の強化により見込額を上回ったため」というような書き方をしておりますけど、もともとの予算現額の出し方というのをちょっと教えていただきたいんですけど、県営住宅の使用料の予算現額の出し方ですね。

○澤井住宅課長 使用料につきましては、その年に入居者の数とか、あと過去退去された方とか、そういった金額をもとに一応予定を組むということで予算現額を組み上げております。

○増永慎一郎委員 今入居者が本来収めるべき額の積算じゃないんですか。

○馬場成志委員長 見込額のそれを強化したことによって上回るとか、上回らないとか、その辺のことについてどうなんだということなんです。固定したもんじゃないのかということも含めてですな。

○増永慎一郎委員 要は、未済額になる部分も入れて、また今まで未済額になった部分の回収等も入れた予算現額なんですか。意味わかりますかね。

○澤井住宅課長 住宅課です。

見込みの徴収率をその年に入る家賃に掛けてまして出した数字ということでございます。

○増永慎一郎委員 聞こえない。

○澤井住宅課長 あくまでも予算現額でございますので、その年に入居者の数とか家賃とか、そうしたものを計算いたしまして、その中で出した数字を、その数字に対して徴収率の見込みを掛けた額を計上しているということでございます。

○増永慎一郎委員 細かいんですけど、例えばこういうふうな書き方をしていると7,000万円ぐらい、もともと頑張ったから7,000万円ぐらい余分に取れたよというふうな見方にしか実際見えないんです。だから、本当であれば徴収率を、回収率を上げるというふうな形で、もともと予算現額というのは、ここに調定額がありますけど、それぐらいの金額を目標として徴収するような体制にしないと、この収入未済額というのはなかなか減らないんじゃないかというふうに思いますが、その辺に関して何かありますでしょうか。

○澤井住宅課長 あくまでも調定額に対しまして収入済み額というのを出して、それによって収納率というのをしております。収納率につきましては、ここ10年間で21年度が最高の数字でございますが、89.9%という数字を上げております。

○馬場成志委員長 会計のやり方の問題で、これはやっぱりどう見ても足し算と引き算が何か合わぬごつなつとるですね。だから、これは住宅課だけじゃなくて、住宅課と監理課かどっか、今後出し方を検討してみらなすな。わかりますか。

○鷹尾土木部次長 今、委員の御指摘は、予算現額と実際の収入済額との差があるのは、実態と本来収入すべき金額を上げてないので、実態と乖離が生じて、あたかも努力したかのような印象を与えるからではないかという御指摘であったかと思いますが……

○増永慎一郎委員 ちょっと違うんですけど。実際、予算現額というのは、もともと本来入ってくるべき金額が書かれなければいけないというふうに思うんですけど、今までの徴収率の実績とか、そういうことを掛けられているという話なんですけど、例えば今約89%、過去最高の約89%になりましたというふうな言い方、実際入らなければいけないものの1割は入ってこないというのを勘案してあるもんだから、それはもともとおかしいんじゃないですかというふうな話を今しているんです。

○鷹尾土木部次長 収入予定額に対して徴収率を掛けるということについてのお尋ねであろうかと思いますが、予算の組み方につきましては、現実に収入できるであろう収入につきましては、そのまま歳出予算として歳出の見積もりの方に上がってくるというような事情もあろうかと思っております。

それで、徴収率を掛けて現実に来年も過去の経験値から、現実に収納できそうな額を財源の見積もりの一部とするというふうな、予算計上上の一つの話かなというふうにも思っておるところでございます。

これは予算計上のあり方の話でございますので、財政課との協議が必要でございますので、ただいま委員御指摘いただきました点も含めて、県庁内部で議論していただくと、こういうふうに思っております。

○馬場成志委員長 ちょっと待ってください。歳出のどこで出てくるの。

○澤井住宅課長 住宅課です。歳出は68ページでございます。住宅管理費でございます。

○鷹尾土木部次長 歳出につきましては、68ページに住宅管理費の予算の財源として充て

られているということでございます。

○馬場成志委員長 これでは両方見らぬとわからぬということになる。そうすると、とてもわかりにくいですな。審査もしにくい姿勢が見えない。

○鷹尾土木部次長 歳入に穴があくというような問題も一方で生じるという可能性もございますが、そこは予算計上上の問題もあろうかと思えます。

○増永慎一郎委員 この前道州制の委員会の中で、溝口先生いらっしゃるんですが、県営住宅のあり方ということでいろいろ論議があったんですが、要は熊本市が政令指定都市になるということで、ほとんど県営住宅は熊本市にあるということで、そのあり方ということが問題になったんですが、こういうふうな形で、一番収入未済額が大きい県営住宅に対して、やっぱり収入未済額に対しての努力をしているということを見せとかなないと、やっぱり熊本市以外の県民の皆様方に言い訳のしようがありませんので、この辺はもうちょっときちんと徴収率あたりを上げられて、もともとの目標を高くされることを要望しておきます。

○馬場成志委員長 今の件は、もちろん徴収率はしっかり上げなきゃいかぬということ、例えば減額して入れなきゃいかぬというような制度はないですけども、そういう人たちを大体公営住宅の役割としてはやらなきゃいかぬというならば、それは足し算、引き算の会計の整理問題は別だということで、これは土木部と財政課と一緒に引き取っていただいて、これからまた検討していただきたいと思えます。

○内野幸喜委員 1点、この件で確認させて

いただきます。

この収入未済額、9月末までに3,400万円ぐらい入ったということなんですが、これ世帯数、戸数で言えば大体どれぐらいになるんですか、今の収入未済額及び不納欠損額というのとは。

○澤井住宅課長 滞納者の戸数が1,196戸でございます。うち現年分が816戸、うち過年度分が506戸でございます。県営住宅の管理戸数全体が41団地でございまして、8,446戸でございます。

○大西一史委員 住宅課じゃなくて、7ページの監理課にちょっと戻って……。

「建設業振興資金貸付の利用実績が少なかつた等」により不用額が生じていると。去年もそうだったんです。そんなに利用実績が少ないというのは何でなんですかね。

○古里監理課長 実は、これは現に国の方が経営強化融資制度というので別につくられております。システムとしては一緒ですが、国の資金は出ております。

例えば、これですと、建設会社の運営資金でございますが、工事が5割超えたら9割まで貸し出すというような、ある意味この建設業振興資金よりもちょっと有利なものですから、そちらの方を皆さん利用されているという状況で、この貸し付けについては21年度までとしまして、今年度から廃止をするという状況でございます。

○大西一史委員 そういうこれだけじゃなくて、実は廃止されとるのはわかって聞いていたんですが、ほかにこういう制度、まあ融資的なものも含めてですけど、やはり利用率が非常に低いものというものに対しては、しっかりほかの類似制度が必ずあるわけです。その類似制度の方がよかったり、当然企業はシ

ビアですからその辺は見ていきますね。

それをしっかり見ながら制度設計をしていただかないと、結局、予算は足らぬと言いよるのに、ある意味では使われない制度を起こしてやっているということにもなりかねませんので、それはこれに限らずということなんですけれども、そういうことは土木部全体としても気をつけておいていただきたいというふうに思います。それは答弁は要りません、要望で結構です。

○高木健次委員 時間も時間ですから簡単にお願ひしますけど、今年度516億円繰り越しがありますね。ちょっと僕も資料を持っていないからわかりませんが、20年度はどのくらいあったんですか、この繰越金は。

○鷹尾土木部次長 平成20年度の繰越額は291億9,300万円です。

○高木健次委員 20年度は290億円ですね。21年度が516億円。先ほどから話が出ているように、企業倒産とかいろいろ出てくるのは、今大きな財政支出というのも不景気でなかなかできない状況の中で、例えば516億円繰り越しをしたと、支出が1,300億円、約半数近い金額が繰り越しをされたということを業者関係でも、会社関係の方でも知れば、やっぱり何でかと、県は何ばしとるかというような気持ちが幾らかあるかもわからぬですね。努力しようかどうかと。

ということは、先ほどから話が出ているように、皆さんは本庁におつて、ある程度地方・地域とのそういう事業関係は振興局が担っておるわけですね。その辺で私も経験しておるんですけど、例えばこの県道関係一つつくろうかしたときに、家の立ち退きあたりが1～2件残っておれば、交渉にはいくけども、ちょっとそこで折り合いができなかったら、1～2年簡単に延ばしておるわけす

ね。その辺で非常に工事がおくれる、仕事も少ない、そして工事が進まないおかげでこうむるマイナスの負というのが非常に大きいんじゃないかなということで、県の方といろいろ話をすると、県の方のはしゃくし定規で、こういう規定だから、決まりだからこれ以上出せませんよとか、補償関係でもそういう話が非常に多いんです。

先ほどから出ているように、それでは私のところは話になりませんよ、売りませんよとかの問題が多くて、こういう繰り越しあたりが大きくなるんじゃないかなという感じがします。

地域にとっても、市町村長あるいは議会含めて、やっぱり自分のところの地域の発展には、道路つくったりいろいろな整備をしたりするのがやっぱり大きな仕事ですから、この辺は振興局と皆さん方が一緒になってしっかりコミュニケーションを図りながら、また振興局は地域との、市町村とのコミュニケーションをしっかりと図っていかぬと、県だけで話をしようとかいうことをしたら、早い段階での解決はなかなかできないです。

その辺をしっかりとやっていかぬと、今度は繰越金が516億円、当たり前だと、今年度もこのくらい繰越金が出るのは当たり前だと、毎年毎年、何かマンネリ化しているようで、感覚が麻痺するような、県感覚も我々としては受け取れるように感じるわけです。その辺をしっかりと考えていかぬと、特に今から難しいんじゃないかと思うんです。その辺監理課長をお願いします。

○鷹尾土木部次長 先ほど鬼海委員の方からの御指摘もいただきましたし、昨年の特別委員会でも繰り越しの件については指摘をいただいたところでございます。今年度も500億円を超す繰越金ということで、大変申しわけなく思っております。

ただ、昨年度につきましては大型の経済対

策予算、これによる影響が極めて大きい、一時的なものであろうというふうには思っております。とほ言いつつも、毎年、委員御指摘のとおり、200億円を超える繰り越しが常態化しているというような状況については、私ども率直に反省をしなければならないというふうに思っております。

先ほどの鬼海委員の方から用地の問題等々指摘がございましたが、本年度繰り越しました516億円のうち、用地補償に関するものとして大体24%程度、4分の1程度でございまして、やはり大部分は計画に関する諸条件、それから設計に関する諸条件等の要因、いろんなものが原因としてございます。

どういふところに原因があるのか、今高木委員の御指摘あたりも含めて、事業の繰り越しを今後少なくしていくための効率的な執行体制、ここあたりにつきまして部を挙げて検討してまいりたいというふうに思っております。

今後とも一層適正な業務の執行、効率的な執行に努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○高木健次委員 この516億円すべて用地関係ではない、そういうことはわかっていますけど、今言われたように24%、その半分のまあ10%でも解決すれば50億円の仕事は出るわけですから、その辺を本庁の方もしっかり振興局ともタイアップ、振興局はまた地域とのタイアップを図りながらやってほしいということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○馬場成志委員長 土木部を含めて、ことしの予算は13カ月予算という形で積み上げておる部分もありますので、その辺は理解していただいた上での皆さん方へ対しての指摘でありますので、聞いておいていただきたいと思っております。

○瀧山港湾課長 先ほどの大西委員と内野委員の質問についてお答えいたします。

まず、大西委員の根拠法についてでございますが、港湾使用料につきましては、港湾法44条の3項で、地方自治法231条の3項を準用しているところでございます。さらに、地方自治法は地方税法を準用しておりまして、地方税法の15条の7項の規定により、滞納処分の執行停止の決定をしているところでございます。

また、内野委員の質問にありました三角島原フェリーの使用料の総額についてでございますが、平成11年から17年度までは支払われておりますので、今回の177万円が不納欠損の総額でございます。

○馬場成志委員長 根拠ははっきりわかりましたが、さっきの倒産したことによるということと、どういうふうに……

○大西一史委員 根拠法は当然恐らく地方税法の第15条の7項とおっしゃいましたが、15条の7の第5項じゃないかなと思っております。

○瀧山港湾課長 はい。

○大西一史委員 つまり、即時消滅というのが定められた理由として、徴収することができないことが明白であるということですね。にもかかわらず、滞納処分の執行停止を3年経過する日まで待つて云々かんぬんとありますけど、実績がないというようなことがあるんですが、要はその理由の部分もう少しきちっと説明をしてもらいたかったということなんです。

だから、根拠法についてはわかりましたので、その部分についてはまた別途教えてくださいということなんです。ちょっと時間も時間

なので……。

○溝口幸治副委員長 済みません、簡潔にいきますが……。

全体を通して工事費とか事業費の中で経費削減に伴う執行残とか、入札残及び経費削減に伴う執行残という言葉が目立ちますが、最後結論を言うところという形で終わるんですが、現場現場で性質が違いますね。

例えば、この現場はきちっと事務方が頑張って経費削減ができたとか、そういうのもあるでしょうし、それぞれ委員の先生方もそうだと思いますが、いろいろな現場によっては設計変更をしてほしかったけども、なかなかそれがかなわずに結果的には赤字だったとか、そういう話が最近はこの経済情勢ですからよく聞くわけですが、皆様方にお尋ねしたいのは、一つ一つの工事が終わったときの点検とか確認、その現場がどうだったのか、きちっと担当者や業者さんとの打ち合わせも含めてどうだったのかという、そういう作業はされているのかどうかというものをお聞きしたいと思います。

○野田土木技術管理室長 今回の御質問は、公共事業を執行する上で、発注者と受注者が円滑にそういうことを綿密にコミュニケーションをとって、設計変更を望んでいるかというようなことかと思いますが、基本的にはそういうことで一つ一つの工事は監督員がおりまして、総括監督員がおって検査員がいるというようなことで、システム化されておりますので、システムとしては機能するかと思います。

ただ、おっしゃられたような例えば設計変更を受けてくれなかったとか、そういう話も若干耳に入ることございます。そういうことが耳に入った場合はそこに直接私たちも問い合わせをして、そういうことが確かに事実なのかということも確認するようにしております。

すので、できる限りそういうふうな委員が御心配されるような事態が発生しないように努力している状況でございます。

○溝口幸治副委員長 そのあたりをシステム化されているのは理解できますが、本当にそのシステムが機能しているのかどうかというのを、今後やっぱり点検していく必要があると思います。

例えば、よく聞く話で、現場のことが全くわからない人が来て話が全然かみ合わないとか、言っている意味が全くわからない、いわゆる人材育成も含めて、現場の人よりも最低でも同レベル、あるいはそれ以上のレベルの人が行って話をしないと話は通じないだろうし、聞くところによると、現場に全く出てこないという事例もある、やたら書類だけ出させるというような話も聞くわけですので、人材育成という観点からもやるべきだと思います。

先ほど児玉委員とか地域の切実な実情を話されましたけど、皆さん方しっかりやるとおっしゃいますが、これは場合によっては予算を認める議会側が、一つ一つの工事をチェックせにやいかぬごたる事態になるんじゃないかと思っています。今安く取ったりとかいろいろ事例もありますが、本当にその現場現場が地元のためになっているかどうかというのをチェック、——皆さん方にもお願いをしているんですが、皆さん方がやっているとおっしゃっても、業者さんやいろいろなところから違うんじゃないかという話が我々入ってきますので……。

例えば、決算委員会の中で来年度以降一つ一つの現場が、本当に信頼関係を持って職員の皆さん方と業者さん方が打ち合わせができたのかどうか、そのことをやっぱりチェックしていくということが必要になるんじゃないかなというふうに思っていますので、そうなる前に、発注者みずからが客観的に、サービ

ス残業は本当になかったのか、過度な業者さんに対する負担はなかったのか、そういったところまで客観的に判断をしていく、そのことが必要だと思いますが、そういったものをぜひ検討をしていただきたいということを最後をお願いをして、部長からでも答弁いただければと思います。

○戸塚土木部長 これまで建設産業関係でいろいろとお話ししていただきましたし、御意見を賜りました。基本的には、建設産業振興プランの中で、我々が建設産業をどういうふうに位置づけているかというのは、やはり地方経済を支えて、雇用関係を初めとする非常に地域経済を支えている産業の重要なものだというのと同時に、社会資本関係のその管理者という形、事業者という立場と、それを実践してくれる経済産業界、これが非常に連携しないとこういった業務が将来成り立たないという認識で建設産業を守っていく、振興していくという観点であります。

先ほど副委員長の方から言われました人材育成も大きな課題の一つということで、新産業振興プランの中では、発注者側の人材の問題、受注者側の人材の問題、そういったことをこれからいかにやっていくかということが非常に重要な柱の一つだというふうに位置づけております。

その中で今取り組んでいることというのは、受注者側の施工業者の方、発注者の職員、それと設計に携わったコンサルタントとか調査会社が工事を始めるに当たって、一堂に会してそこでいろんな問題を確認し合うというようなことを、すべてじゃないんですけど、一部からそういったことを始めて訓練をしております。それとあと一つは、設計変更あたりに対する適切な対応をきちんとしていくということも、大きな柱になるかと思っております。

先ほど児玉委員の方からも言われましたと



おり、これまでコスト縮減ということをしていろいろやってきましたけど、これは無駄を省こうということで、例えばいろんな手続あたりが不要なものであったらそういったことはやめようとか、工場製品が使えるものであれば、それが非常にコスト的によければそういった製品を使おうとか、早く供用開始したことによって経済効果、社会的効果が縮減されておる、そういったことをコスト縮減と言っておりまして、いろんな現場でかかった経費そのものを削減するというものではございません。

ただ、御指摘のとおり、労務単価にしる資材単価にしる、非常に今の単価の設定というのは実勢価格をもとにということになっておりますので、こういった低入札価格の中のロットになりますと、デフレスパイラルの中でどんどんどんどんそういったのが悪循環で低下していく、こういう問題は十分認識しています。

そういったのは、これまでの仕組みが右肩上がりの時代でできたような仕組みであるならば、現時点での仕組みとしてそういうものを見直して、どうあるべきかということは国ともいろいろ実情を訴えながら、これまでのそういったやり方だけでは限界があるということであれば、改善の方向でいろいろと我々としても意見は申ししていきたいと思っています。

そういった考えでございますので、またいろいろと建設産業振興プランを初めとして、県のこれからの取り組みについてはまたいろいろと御説明いたしますし、またいろいろと議論をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○馬場成志委員長 それでは、これで土木部の審査を終了したいと思います、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、休憩して、午後1時10分に再開したいと思います。

午後0時22分休憩

午後1時11分開議

○馬場成志委員長 それでは、委員会を再開します。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長、総室長から順次説明をお願いします。

初めに、森枝健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 平成21年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらに一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、部を挙げてその解消に取り組むことを目的として平成12年6月に部内に設置しました収入未済金対策プロジェクトチームを中心に、毎年、収入未済発生防止及び徴収活動強化に取り組んでおります。

これらの取り組みにより、収入未済金は、平成18年度までは毎年減少しておりましたが、平成19年度からは増加に転じ、平成21年度末では1億3,700万円余となり、前年度より400万円余の増額となっております。

これは、児童保護費負担金において、経済環境の悪化による滞納世帯の増加に加え、一部保護者に入所措置に対する理解不足があること等により収入未済金が増加したことなど

によるものでございます。

このため、本年度は、庁内の未収金関係所属で構成する県未収金対策連絡会議における取り組みと歩調を合わせて、年末及び年度末の徴収強化月間における一斉徴収の実施を初め、これまで以上に、債権管理の徹底と各債権の分類に応じた実効性のある対策の実施に取り組み、未収金発生未然防止と徴収対策の強化を図ることとしております。

特に、児童保護費負担金につきましては、納入世帯との負担の公平性を確保する観点から、本県では初めての滞納処分を実施することとし、準備を進めているところでございます。

2点目は「地域保健医療計画については、保健所の所管区域をベースに計画の策定がなされてきたが、高速自動車道の整備など交通網の発達に伴い、県境を越えた連携も必要と考えられるので、次期地域保健医療計画においては、こうした実情を踏まえたところで検討を行うこと。」でございました。

県境を越えた医療連携につきましては、現在の保健医療計画の中でも、県外の医療機関等と連携を図りながら、医療提供体制の充実を図ることと定めており、昨年度も、保健医療推進協議会におきまして、計画の進捗状況を報告し、協議をいただいたところでございます。

また、計画の中には、地域の特性に応じた取り組みや重点施策をまとめた地域保健医療計画を盛り込んでおります。

この地域保健医療計画につきましては、毎年度各圏域で開催している地域保健医療推進協議会で計画の進捗管理を行っており、有明、球磨、芦北の各医療圏では、地域の医師会や拠点病院が主体となり、県境を越えて、休日当番医の連携や不足する医師の応援などの取り組みも進められております。

県としましては、過疎化の進展や医師不足等により、救急医療体制や小児医療体制等の

維持がますます困難になってきており、これまで以上に県境を越えた医療連携を推進していく必要があると考えております。そのため、平成25年度からの第6次保健医療計画の策定に向けまして、県境連携が必要な圏域においては、県外の医療機関や市町村とも協議を行いながら必要な取り組みを進めてまいります。

続きまして、健康福祉部の平成21年度決算概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済み額は591億1,700万円余で、調定額に対する収入率は99.7%となっております。

不納欠損額は1,183万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は1億3,700万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金5,728万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金3,575万円余でございます。

次に、歳出でございますが、予算額1,543億2,600万円余に対しまして、支出済み額は1,495億3,100万円余となっております。

翌年度への繰越額は19億3,400万円余で、老人福祉施設整備事業等に関するものでございます。

また、不用額は28億6,000万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各総室長、各課・室長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○馬場成志委員長 引き続き各課長、総室長の説明をお願いします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課の吉田でございます。失礼して着座にて御説明

させていただきます。

まず、今年度の定期監査結果につきましては、健康福祉部関係は、公表事項はございません。

次に、平成21年度決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料2ページでございます。

まず、歳入についてでございますが、2ページ冒頭の材料及び手数料、3ページ冒頭の国庫支出金、それから4ページ中ほどの財産収入及び5ページ中ほどの繰入金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、5ページの下段の諸収入でございます。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が24万円ほど生じております。その内容につきましては、7ページ冒頭の雑入のところでございますが、備考欄の収入未済額の状況のところに記載いたしております。これは、平成16年度に実施しました人口動態データ集計システム仕様変更業務委託、システムの変更委託におきまして、委託業者の契約不履行により契約を解除し、契約違約金を請求したものでございます。その後、会社は事実上倒産しており、代表者とも連絡がとれない状況であります。今後も引き続き代表者の所在確認に努めてまいります。

次に、7ページ下段の繰越金でございますが、これは、平成20年度に予算計上しておりました菊池保健所の耐震改修に係る工事費の繰り越し分でございます。

次に、8ページからの歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

8ページ下段の民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済み額として55億4,254万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載しておりますが、民生委員の活動にかかわる経費、地域の縁がわづくり推進事業、地域ふれあいホーム整備事業、8ペー

ジになりますが、県総合福祉センター管理費や国の経済危機対策に係る事業でございます。社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業、あるいは生活福祉資金貸付事業などがございます。

なお、8ページに記載しておりますが、不用額1,554万円余、これは予算額のおよそ0.3%になりますが、これにつきましては、民生委員の活動費の執行残や福祉・介護人材の参入定着のための取り組みを推進する福祉・介護人材緊急確保事業費の執行残などがございます。

次に、10ページをごらんください。

衛生費の中の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として7,979万円余となっております。なお、不用額286万円余、これは予算額の約3.4%に当たりますが、これは、人件費や公衆衛生業務に携わる職員の研修事業の講師に対する報償費の執行残などがございます。

次の保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にあります保健環境科学研究所の運営費で、支出済み額は3億954万円余となっております。なお、不用額1,156万円余につきましては、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残でございます。

次の保健所費でございますが、支出済み額として20億3,967万円余となっております。主な事業は、県下10カ所の保健所の運営に係る経費でございます。

なお、不用額6,319万円余は、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残や菊池保健所耐震改修工事費に係る執行残などがございます。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園社会福祉課長 社会福祉課の中園でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、21年度の決算につきまして御説明申し上げます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、12ページから14ページ中ほどまでの国庫支出金及び財産収入ですが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

14ページをお願いいたします。

中段以降の諸収入につきまして、1,723万1,000円の収入未済額がございますが、これは、生活保護費返還徴収金と、15ページ下の段の年度後返納に係るものでございます。

返還徴収金につきましては、緊急やむを得ない場合に、資力があるにもかかわらず保護費を受給したり、あるいは就労等に伴う収入申告を行わずに不正に保護費を受給した場合などに、法律に基づき返還させるものです。債務者が保護受給中あるいは生活に困窮していることなどから、返還が滞っているものでございます。

また、年度後返納につきましては、例えば、月の途中で保護を廃止した場合など過払い金が発生し、返還させるものですが、こちらと同じく、生活に困窮し、返還がおくれているものでございます。

これらにつきましては、福祉事務所ごとに未収金徴収計画表を作成いたしまして、分割納付をしてもらうなど、債務者の生活実態に合わせた徴収に努めております。

また、本課におきましても、福祉事務所のヒアリングを行いまして、未収金を発生させている全部のケースについて状況を把握し、一緒に対応を検討するとともに、四半期ごとに徴収実績を報告させて、未収金の早期回収を促しております。

また、あわせて、そもそも未収金が発生しないように、指導監査や各種会議あるいは研修会を通して、指導しているところでござい

ます。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

民生費の中の社会福祉総務費、遺家族等援護費でそれぞれ不用額がございますが、人件費及び各事業の執行残でございます。

次に、17ページの生活保護費ですが、生活保護総務費の不用額1億494万円余は、人件費の執行残及びセーフティーネット支援対策事業の事業額や住宅手当緊急特別措置事業における手当の申請者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

また、下の段、扶助費の不用額1,035万円余は、医療扶助等の実績減によるものでございます。

以上、主なものを御紹介いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課の福島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

19ページでございます。

まず、最上段の児童保護費負担金でございますが、これは、児童養護施設や乳児院等への入所措置に伴う保護者の負担金でございます。

不納欠損額として593万4,000円計上しておりますが、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

また、収入未済額が4,505万4,000円ございますが、これは、児童の扶養義務者の経済的理由や所在不明等により収入未済となっているものであり、その額は、前年度より594万4,000円、率にして15.2%増加しております。

未収金の回収につきましては、これまでも、相談所に専任の嘱託職員1名を配置し、徴収に努めるとともに、年2回、徴収強化月

間を設け、相談所挙げて徴収に取り組んできましたが、未収金の増加傾向がとまらないことを踏まえまして、今年度は、債権管理のための臨時職員1名を配置するとともに、先ほど部長からも説明がございましたが、保護者負担金をきちっと納入されている世帯との公平性の確保の観点から、資産調査等を十分行った上で支払い能力が認められるケースにつきましては、税務部局の協力も得ながら滞納処分を実施することとし、現在準備を進めております。

次の段の使用料及び手数料については、不納欠損、収入未済はございません。

20ページをお願いします。

国庫支出金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、21ページ、上から5段目の特別保育事業費補助につきましては、予算現額と収入済み額との差額が491万1,000円ございますが、これは、一時保育等の事業で市町村の所要額が見込みより少なかったことに伴うものです。

次に、22ページをお願いいたします。

上から4段目の財産収入については、不納欠損、収入未済はございません。

そのページの一番下の段の繰入金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございませんが、予算現額と収入済み額の差額が9,700万円余ございます。これは、保育所等緊急整備事業など、安心こども基金を活用した事業の所要額が見込みより少なかったことに伴うものでございます。

次に、23ページの諸収入でございますが、一番下の年度後返納に収入未済額として2,173万1,000円計上しております。これは、児童扶養手当返納金の未収金で債務者の経済的理由等によるものであり、その額は、前年度より175万4,000円増加しております。8.8%の増です。返納金自体は、児童扶養手当の受給者が、婚姻等により受給資格をなくしている

にもかかわらずその届け出をしていないこと等により生じますことから、手当の受け付け事務を行っております町村の担当者への研修、受給者への報告の指導、異動事項のチェック等を強化しまして、発生防止を図っております。

また、未収金の回収につきましても、本課と地域振興局が一体となり、文書、電話での催告、家庭訪問など、その徴収に努めているところでございます。

24ページをお願いいたします。

ここからが歳出でございます。主なものについて御説明をいたします。

まず、一番下の段の児童福祉総務費に不用額4,000万円余生じておりますが、その主な理由は、多子世帯子育て支援事業あるいは熊本県地域子育て応援事業等において、市町村からの申請が見込みより少なかったことによるものでございます。

25ページをお願いします。

児童措置費におきましては、不用額が8,000万円余生じておりますが、措置費の支弁、あるいは児童手当市町村交付金が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

上段の母子福祉費でございますが、不用額が6,000万円余生じておりますが、ひとり親家庭支援事業における母子家庭の高等職業訓練給付金の申請者が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

下段の児童福祉施設費につきましては、不用額が4,000万円余生じておりますが、保育所等緊急整備事業あるいは特別保育総合推進事業における実績額が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

なお、この欄に翌年度繰越額9,900万円余ございますが、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、28ページからが母子寡婦福祉資金特別会計でございます。

上から2段目の諸収入でございますが、これは母子寡婦福祉資金貸付金の償還金でございます。不納欠損額として116万3,000円計上しておりますが、これにつきましても附属資料で後ほど説明いたします。

また、収入未済額がトータルで3,575万2,000円ございますが、これは債務者の経済的理由や所在不明等により生じたものであり、その額につきましては、前年度とほぼ同額でございます。この未収金の回収につきましても、各地域振興局におきまして、償還開始前の返済計画確認や口座振替による返済を指導し、未収金発生の未然防止に努めますとともに、回収につきましても、文書、電話、自宅訪問等により、徴収や返済計画の指導等、徴収活動を強化しているところでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございますが、581万1,000円、不用額が生じておりますが、これは貸付実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

それでは、附属資料をお願い申し上げます。

まず、1ページでございます。

繰越事業でございますが、保育所等緊急整備事業におきまして、天草市にあります箱の水保育園と南関町にありますなんかん保育園の2カ所で、園地の取得のための手続や大雨災害による工期のおくれのため、合わせまして、9,921万4,000円を繰り越したものでございます。なお、既にいずれの園も工事は完了しております。

次に、15ページをお願いします。

不納欠損の関係でございます。

まず、児童養護施設等への入所措置に伴います児童保護費負担金につきまして債権が時効により消滅したものににつきまして、593万4,000円、不納欠損処分を行っております。

これは、債務者の経済的理由や死亡または行方不明などで連絡がとれないことなどによ

り時効の中断ができず、債権が時効で消滅した92人分の不納欠損を行ったものでございます。

16ページをお願いします。

母子寡婦福祉資金貸付金償還元金でございますが、債権が時効により消滅したものについて、116万3,000円、不納欠損処分を行っております。これは、債務者の自己破産等により時効の中断ができず、債権が時効で消滅した1人分の不納欠損を行ったものでございます。

最後に、19ページをお願いします。

県有財産の処分でございますが、平成20年度をもちまして閉校いたしました県立保育大学校の学生寮を2,300万円で売却処分をいたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室の東でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

当総室におきます平成21年度決算について御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明いたします。

お手元の説明資料の方の31ページをお願いいたします。

分担金・負担金についてでございますが、不納欠損が総額で464万9,000円ございます。これにつきましては、後ほど別冊附属資料で説明させていただきます。

収入未済は総額で1,258万7,000円でございます。内訳は、児童保護費負担金が1,200万5,000円、心身障害者扶養共済加入者負担金が36万円、32ページのこども総合療育センター負担金が22万2,000円でございます。これは、債務者の経済的理由や所在不明等によるものでございます。

未収金回収につきましては、納入相談や返済計画の指導を行うほか、電話、文書等によ

る催告、家庭訪問を行い、徴収を強化しているところであり、引き続き、福祉総合相談所を初め本庁関係各課、地域振興局と連携をとりながら、解消に努めてまいります。

なお、児童保護費負担金につきましては、公的債権であることから、少子化対策課分と同様に、資産調査を行った上で支払い能力が認められる場合は、公平性の確保の観点から滞納処分を行うこととし、現在準備を進めているところでございます。

次に、32ページをお開き願います。

中ほどの使用料・手数料についてですが、不納欠損はございません。収入未済は25万7,000円でございます。なお、予算現額と収入済み額との差が7,243万7,000円でございます。この差につきましては、主なものといたしまして、33ページに記載しておりますこども総合療育センター使用料7,177万6,000円で、これは、外来件数及び手術件数の増により診療報酬が見込みより増加したことによるものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、収入未済はございません。国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との差が1億7,788万円でございますが、この主な要因といたしましては、ハード整備における明許繰り越しが、35ページ、上から3段目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金において8,910万9,000円、36ページ、上から2段目の障害者福祉施設整備費補助において3,787万6,000円発生したことによるものでございます。この繰り越しにつきましても、後ほど別冊附属資料で御説明させていただきます。

次に、37ページをお願いいたします。

中ほどの財産収入、そして38ページの繰入金につきましては、収入未済はございません。

次に、38ページ、中ほど以下の諸収入につきましてですが、収入未済が48万5,000円ご

ざいます。これは、39ページ、下から2段目に記載しております特別障害者手当等に係る返納金であり、現在、分納計画等により、未収金の回収に努めているところでございます。

次に、歳出につきまして、主なものについて御説明させていただきます。

40ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費につきまして、3億2,661万4,000円の不用額が生じております。主なものといたしましては、備考欄に記載しておりますが、自立支援医療費のうち精神通院医療費において実績額が所要見込み額より少なかったことによるものと、障害福祉サービス等負担事業等におきまして、市町村等において、見込み額が過大であったためでございます。

また、先ほど国庫支出金のところで御報告いたしましたこの障害者福祉費の事業の最下段の障がい者福祉施設整備費及び、41ページ、最下段の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業におきまして、3億2,414万1,000円の明許繰り越しを行っております。

次に、42ページをお願いいたします。

児童福祉総務費におきまして、160万8,000円の不用額が生じております。これは、特別児童扶養手当支給事務費において実績額が所要見込み額より少なかったことによるものでございます。また、その他事業の経費節減に伴う執行残も含まれております。

次に、児童措置費でございますが、9,131万8,000円の不用額が生じております。これは、障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業におきまして、実績額が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

上段の児童福祉施設費でございますが、5,719万2,000円の不用額が生じております。これは、こども総合療育センターにおける人件費等の執行残によるものでございます。

次に、下段の公衆衛生総務費でございますが、45万3,000円の不用額が生じております。これは、精神保健福祉センターにおける人件費等の執行残によるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

精神保健費でございますが、8,995万7,000円の不用額が生じております。これは、主に精神保健医療費における実績額が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

保健所費でございますが、283万2,000円の不用額が生じております。これは、嘱託医による相談実績が見込みを下回ったことによる報酬等の執行残でございます。

それでは、引き続きまして、附属資料に基づき、繰越事業について説明させていただきます。

附属資料の2ページをお開き願います。

障がい者福祉施設整備費に係る繰り越しが、熊本県玉名市の生活支援センター「きらきら」において5,681万4,000円発生していましたが、これにつきましては、本年5月に竣工いたしております。

また、障害者福祉施設耐震化等特別対策事業に係る繰り越しが、熊本県合志市の障害者支援施設「白鳩園」で2億6,732万7,000円発生してしております。これにつきましては、来年2月末に工事完了することを目途に今工事を進めているところでございます。

なお、大変申しわけございませんが、進捗率、一番右側に0%と記載しておりますが、これは52%の進捗とすべきところを誤って記載しております。おわびいたしますとともに、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、不納欠損について説明させていただきます。

附属資料の17ページをごらん願います。

児童保護費負担金に係る不納欠損が合計で254件、448万7,000円、こども総合療育セン

ター負担金に係る不納欠損が12件、16万2,000円となっております。いずれも、扶養義務者等の負担金に係る債権が時効により消滅したのについて、不納欠損処理を行ったものでございます。これは、扶養義務者等が行方不明等により接触がとれず時効中断の措置ができなくなったもの、また、生活困窮世帯で経済的能力の回復が見込めないまま時効の期限が到来したものでございます。

次に、未登記について御説明させていただきます。

20ページをお開き願います。

未登記となっておりますのは、旧肥後学園の用地の一部でございます。昭和14年から15年に県が種畜場用地として取得し、昭和24年に肥後学園の用地として所管がえを行ったものでございます。未登記用地は、現在残り2筆でございます。うち1筆につきましては、外国在住の相続人等がおられますことから、任意での所有権移転が難しく、現在法的処理を行う方向で進めているところでございます。もう一筆につきましては、任意での交渉を現在進めているところでございます。今後とも未登記の解消に取り組んでまいる所存でございます。

以上、障がい者支援総室につきましてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室の倉永でございます。座って説明させていただきます。

資料の46ページをお願いいたします。

まず、歳入の方でございますけれども、46ページから53ページにかけては、分担金及び負担金、それから使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入及び繰入金につきまして記載しておりますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、諸収入でございますが、52ページをお願いいたします。



一番下のところになりますけれども、看護師等修学資金貸付金の償還金でございますが、249万円余の収入未済となっております。これは、債務者のアルバイトなど就業状況の悪化や病気等の理由により返還が経済的に難しいため、収入未済となっております。債務者に対しまして、文書や電話、訪問による督促等を定期的に行い、それぞれの債務者の返済の能力に合わせて返済を受けていますが、今後も収入未済金の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、歳出でございます。

54ページをお願いいたします。

民生費の国民健康保険指導費でございます。

主な事業としましては、市町村が行う低所得者世帯への国民健康保険料の軽減措置に係る県費負担金などの国民健康保険制度安定化対策事業でございます。なお、不用額の638万円余につきましては、国民健康保険助言指導等の事業のうち、職員給与及び事務費の執行残でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

衛生費の公衆衛生総務費でございます。

主な事業は、医療施設の設備に対する補助及び小児救急を含む救急医療施設の運営費に対する補助、それから後期高齢者医療の給付に対する県の負担金でございます。

不用額の3,176万円余は、医師確保総合対策事業、それから小児救急医療拠点病院運営事業等の国庫補助金の内示減等に伴う執行残でございます。

次に、医薬費の医務費でございます。

主な事業は、僻地医療施設等の整備、運営費に対する補助、それから医事関係業務管理指導費等でございます。

不用額の2,826万円余は、へき地医療施設運営費の補助及びへき地医療施設・設備整備費補助の執行残でございます。これは、国からの国庫補助採択がおくれたことによりまし

て、減額措置ができなかったことによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費でございます。

主な事業は、看護師等の養成所への運営費補助などの看護師確保のための各事業でございます。

なお、不用額の287万円余は、地域保健関係職員等の研修事業や在宅緩和ケアの推進事業等における事務費の執行残でございます。

医療政策総室は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課、岩谷でございます。座って御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料は、57ページをお願いいたします。

分担金及び負担金でございますが、未熟児療育費負担金につきまして、53万4,000円の収入未済となっております。これは、県が支給しております未熟児養育医療費に係る扶養義務者負担金で、収入未済は債務者の経済的理由によるものでございます。その後督促等を行ったことで収入未済額は16万円余減少しまして、9月末現在、未収金の額は37万3,000円に改善されております。今後も収入未済金の解消に向けて取り組んでまいります。

なお、不納欠損処分がございますが、これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

中ほどの欄、使用料及び手数料のうち、健康センター使用料におきましては23万4,000円の収入未済が生じております。これは、健康センターに入居していた団体が解散手続を行っているためのものでございます。本件につきましては、当該団体の代理人弁護士と債権回収の交渉を行っているところでございます。

58ページをお願いいたします。

中ほどの国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

国庫負担金のうち、自立支援医療費負担金及び、次の59ページの上段、母子衛生費負担金につきましては、国庫負担金内示減のため、収入済み額が予算現額を下回っております。不足分につきましては、本年度に追加交付予定でございます。

同じく、59ページの国庫補助金の欄でございます。

衛生費国庫補助金のうち特定疾患治療費補助につきましては、予算現額と収入済み額の差が5億2,497万4,000円となっておりますが、これは、国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものでございます。

特定疾患治療費につきましては、本来国と県が2分の1ずつの負担割合となっておりますが、平成14年から、国の補助金につきましては、本来国が負担すべき金額の6割程度にとどまっております。平成20年度におきましても、多額の県の超過負担が生じております。引き続き、超過負担の解消に向け、あらゆる機会をとらえて国に働きかけてまいりたいと考えております。

その下の原爆被爆者健康診断費補助及び原爆被爆者特別措置費補助の予算現額と収入済み額の差は、支出見込み額に合わせて国庫補助金が減額されたものでございます。

また、次のページ、60ページ、小児慢性特定疾患治療費補助につきましても、予算現額と収入済み額の差が741万6,000円となっておりますが、これも国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものでございまして、特定疾患治療研究事業と同様に超過負担が生じているものでございます。

61ページをお願いいたします。

2段目、財産収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目の繰入金につきましては、予

算に比べ7,683万4,000円の収入不足となっておりますが、これは、妊婦健康診査支援事業の支出額が予定額を下回ったため、その事業財源となる妊婦健康診査支援基金からの繰入金を支出に合わせて減らしたものでございます。

最下段の諸収入につきましては、次のページ、62ページの雑入のうち、健康センター庁舎維持負担金におきまして収入未済額が生じております。これは、さきに説明いたしました健康センター使用料の収入未済額と同様、入居団体が解散手続を行っているために生じているものでございます。

次に、歳出でございます。63ページをお願いいたします。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。これは育成医療費に要する経費でございます。

次に、衛生費でございます。公衆衛生総務費の主な事業は、63ページから64ページにかけて備考欄に記載しているとおりでございます。

なお、不用額の3億229万2,000円は、特定疾患治療費や原爆被爆者特別措置費、乳幼児医療費などの医療費の額と妊婦健康診査支援事業の市町村補助額が当初見込みを下回ったことによる執行残でございます。

64ページの予防費でございます。これはハンセン病に関する事業でございます。

最下段の保健所費でございますが、これは保健所で実施する母子保健対策などに要する経費でございます。不用額の151万1,000円は、健診対象者の減により専門職の雇い上げが減ったこと、事務費の執行残などによるものでございます。

最後に、不納欠損について御説明させていただきます。

別冊附属資料の18ページをお願いいたします。

未熟児療育費負担金の不納欠損額が15件、

8万7,000円となっております。これは、債務者の行方不明や生活困窮等により時効中断の措置がとれず、債権が消滅したため、不納欠損処理を行ったものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課の末廣でございます。着座にて御説明させていただきます。

説明資料の65ページをお願いいたします。

まず、歳入に関し、主なものを御説明いたします。

下から2段目のふぐ処理師試験手数料でございます。

予算現額142万1,000円に対し、収入済み額が78万2,000円で63万9,000円の減となっておりますが、これは試験の申込者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

66ページをお願いいたします。

1段目の乳肉衛生関係手数料でございます。

予算現額7,700万円余に対しまして、収入済み額が8,070万円余で369万円の増となっておりますが、これは屠畜検査頭数が見込みを上回ったことによるものでございます。

68ページをお願いいたします。

2段目の感染症予防対策費でございます。

予算現額7億1,200万円余に対し、収入済み額は2億9,600万円余で4億1,500万円余の減となっておりますが、これは、新型インフルエンザ対策のうち、市町村が実施する低所得者に対するワクチン接種費用の助成事業に対する国の補助金について、当初2回必要とされていた成人への接種回数が1回に減ったことやワクチンの供給が流行に追いつかなかったことなどから、ワクチンの接種者数が見込みを大きく下回ったことによるものでございます。

次に、3段目の肝炎対策費補助でございま

すが、予算現額1億5,900万円余に対し、収入済み額が2億6,900万円余で1億900万円余の増となっております。これは、肝炎患者に対するインターフェロン治療費の助成及び医療機関で実施します無料肝炎検査等に対する補助金であり、いずれも実績額が見込み額を下回ったところでございますが、国庫補助金を翌年度に精算する仕組みになっていることから見かけ上プラスとなっているもので、22年度に全額国庫に返納することになります。

なお、歳入について、不納欠損額、収入未済額、いずれもございません。

71ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、下から2段目の公衆衛生総務費でございしますが、2,170万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に肝炎対策事業のインターフェロン治療の医療費助成の申込件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

一番下の結核対策費でございしますが、610万円余の不用額が生じております。これは、主に結核患者に対します医療費負担に係るもので、請求件数、額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

72ページをお願いいたします。

1段目の予防費でございます。

主な事業は、新型インフルエンザ対策費や予防接種による健康被害を受けられた方に対する救済給付金等でございますが、6億3,900万円余の不用額が生じております。これは、新型インフルエンザ対策のうち、低所得者に対するワクチン接種費用の助成事業について、市町村からの申請が、先ほど御説明した理由によりまして、見込みを大きく下回ったことによるものでございます。

下段の食品衛生指導費でございしますが、1,300万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に時間外勤務手当等の人件費の執行

残や、各種検査に必要な機器・消耗品等の節減努力によるものでございます。

73ページをお願いいたします。

中段の保健所費でございますが、400万円余の不用額が生じておりますが、これは保健所の結核検診費の執行残によるものでございます。

以上、御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課の内田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。着座の上御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

お手元の説明資料74ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

まず、使用料及び手数料については、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の薬務関係手数料の増は、主に薬局、店舗販売業等の新規登録の件数が増加したことによるものでございます。

4段目の温泉関係手数料の減は、主に温泉の利用許可申請等が見込みを下回ったことによるものでございます。

説明資料75ページをお願いします。

中段の国庫支出金についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料76ページをお願いします。

諸収入についてでございますが、3段目の治療血清売払代金の減は、狂犬病やコレラなど、特殊疾病の発生がなかったことによるものでございます。

4段目の雑入について、5万2,000円の収入未済額がございます。これは、平成13年度に献血推進の広告を委託した会社が倒産し、契約不履行となったことによる違約金でございます。会社の関係者が行方不明のため収入未済となったものでございますが、広告の委

託料そのものは支払っておりません。今後とも関係者の所在確認に努めてまいります。

続きまして、歳出について、主なものを説明させていただきます。

説明資料77ページをお願いします。

一番下の生活衛生指導費について、不用額128万3,000円が生じております。これは、旅費や一般事業費など、経費節減によるものでございます。

次に、説明資料78ページをお願いします。

一番下の薬務費について、不用額977万1,000円が生じておりますが、これは、国有ワクチン払い下げのための経費が不要であったこと及び入札等による執行残などでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○小原ねりんピック推進室長 ねりんピック推進室、小原でございます。よろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

まず、歳入でございますが、歳入はございません。

お手元の資料79ページをよろしくお願ひいたします。

当推進室は、来年、平成23年10月15日から18日までの4日間、本県で開催いたします第24回全国健康福祉祭くまもと大会、ねりんピック2011くまもとの開催準備業務を行っております。

23万6,000円の不用額が生じておりますが、実行委員会運営や広報宣伝活動費等の事業の執行残によるものでございます。

ねりんピック推進室の御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課の永井でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の説明資料80ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、使用料及び手数料、それから、次ページにわたります81ページまでの国庫支出金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、国庫支出金の民生費国庫補助金につきまして、81ページ上段の2つの交付金の予算現額に対します収入済み額との差が、それぞれ1億5,900万、7,200万と大きくなっておりますが、これは、当該交付金を充てることによりまして老人福祉施設整備事業が繰り越しとなったことに伴いまして、平成21年度ではなく、平成22年度に収入することとなったものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、繰入金の基金繰入金につきまして、予算現額に対する収入済み額との差が、それぞれ2億3,000万円余、4億円余の差がございますが、これは、国の経済危機対策に伴い、昨年度新設されました介護職員処遇改善交付金及び介護基盤緊急整備等の当該基金活用事業におきまして、所要見込み額を実績額が下回ったことによるものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

繰越金、諸収入でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、84ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、主なものにつきまして御説明をいたします。

まず、民生費の老人福祉費についてでございますが、主な事業といたしまして、記載は85ページになりますが、介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に対応するため、介護職員の賃金の確実な引き上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に

対しまして行います介護職員処遇改善交付金事業、それから、開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、その開設準備経費に対しまして助成を行います施設開設準備経費助成特別対策事業、また、これらの事業は平成23年度まで実施されることとなっておりますが、21年度から3年間分の原資となります交付金を新たに創設した基金へ積み立てます介護職員処遇改善基金事業など国の経済危機対策に伴う事業のほか、軽費老人ホームの設置者が利用者からの利用料を減免した場合、その減免した経費に対しまして補助金を交付いたします軽費老人ホーム事務費補助事業等でございます。

なお、老人福祉費で2億6,900万円余の不用額が生じておりますが、これは、先ほど申し上げました施設開設準備経費助成特別対策事業において、施設の開設がおくれたこと等により、事業実施が所要見込み額を下回ったことによりまして1億8,000万円余が主なものでございます。

また、3,500万円余の繰り越しが生じておりますが、これにつきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明を申し上げます。

引き続き85ページの下段をごらんいただきたいと思っております。

老人福祉施設費についてでございますが、これは、地域の介護のニーズに対応するため、市町村が事業を進めます地域密着型介護老人福祉施設等の小規模施設の基盤整備の促進、それから、消防法施行令の改正に伴いましてスプリンクラーの設置が義務づけられた施設の支援など、高齢者及び社会福祉施設の安全・安心を確保するために、介護基盤等を緊急に整備します介護基盤緊急整備等事業、さらには、広域型特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備に対しまして、くまもと・健やか・長寿プラン及び経済危機対策に伴います介護基盤の緊急整備計画に基づき、助成を行うものでございます。

また、14億7,500万円余の繰り越しが生じておりますが、先ほどの老人福祉費の繰り越しとあわせまして、別冊の附属資料で説明をさせていただきます。

それでは、別冊の附属資料3ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費の事業名、施設開設準備経費助成特別対策事業の3件につきまして、合計で3,500万円余の繰り越しを行っております。繰り越しの理由は、後ほど御説明をいたしますが、施設整備が当初計画より大幅におくれたことにより、施設の開設についても同様におくれが生じたものでございます。

次に、老人福祉施設費の事業名、老人福祉施設整備等事業につきまして、3ページ4段目から5ページの一番上の段に記載しております合計8件、7億6,500万円の繰り越しを行っております。繰り越しの理由は、設計変更に伴います建築確認や独立行政法人福祉医療機構への借り入れの手續に不測の日数を要したこと等によるものでございます。

続きまして、5ページ、上から2段目から6ページの上段2施設の介護基盤緊急整備等事業のうち、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模施設の整備につきまして、計6件、3億800万円の繰り越しを行っております。この繰り越しの理由は、老人福祉施設整備等事業と同様に、設計変更に伴います建築確認や独立行政法人福祉医療機構への借り入れの手續に不測の日数を要したこと等によるものでございます。

最後に、6ページ3段目から14ページの介護基盤緊急整備等事業のうち、スプリンクラーの整備につきまして、合計で39件、4億200万円余の繰り越しを行っております。繰り越しの理由は、スプリンクラー設置に伴います管轄消防署との設置方法等の協議に不測の日数を要したこと等によるものでございます。

なお、資料中、一番右の欄に現在の進捗状

況を記載しておりますが、こちらは本年9月1日現在の状況でございます。各事業におきましては、4月以降順次竣工いたしております。スプリンクラー整備につきましては、すべて竣工済み、その他の事業につきましても、本年11月末までにはすべて竣工する予定でございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議をよろしく願いいたします。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課、古谷でございます。よろしく願いいたします。着座して御説明させていただきます。

認知症対策・地域ケア推進課の決算につきまして御説明させていただきます。

お手元の説明資料の86ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますけれども、使用料及び手数料、それから国庫支出金、それから、次のページになります、87ページになりますけれども、こちらに記載しております財産収入、諸収入でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、88ページをお願いいたします。

歳出についてでございますけれども、その主なものについて御説明をいたします。

民生費の老人福祉費についてでございますけれども、備考欄の事業概要に記載いたしております主な事業といたしまして、市町村における高齢者の介護予防や生活支援施策を推進する地域支援事業交付金交付事業、それから、下の方に記載しておりますけれども、認知症に関する医療体制の充実強化、医療と介護の連携強化、また認知症に関する相談体制の充実を図ることによりまして、認知症になってもできる限り住みなれた家や地域で安心して暮らせるくまもとづくりを推進します認知症診療・相談体制強化事業、それから、次

の89ページに移りますけれども、介護給付に係る県負担金を市町村に交付します介護給付費県負担金交付事業等でございます。

前のページの88ページに老人福祉費で3,400万円余の不用額が生じておりますけれども、これは、先ほど申し上げました地域支援事業交付金交付事業におきまして、各市町村の事業実施が見込みを下回ったことによる60万円余が主なものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○馬場成志委員長 以上で説明が終わりました。

5分間休憩して再開したいと思います。

午後2時14分休憩

午後2時20分開議

○馬場成志委員長 それでは、再開いたします。

何か質問ありませんか。

○中原隆博委員 ちょっと初歩的なことで恐縮なんでございますけれども、今それぞれの部署から説明があった中で、収入未済額について一番多かったのが、生活困窮者であるとか、債務者の経済的理由、あるいは行方不明というような形で回収がうまくいかなかったと。おおむねそういうような中身だったというふうに理解しております。

その中で、私たちはよく一般生活の中でも思うわけでございますけれども、これは、無担保・無保証人ということじゃないんでしょう。そこはどうなんですか。それだけの回収ができなければ、例えば普通世の中においては連帯保証人が債務をかぶるとか、そういうのが多く一般的なことなんですね。だから、生活困窮者でできなかったとか、行方不明でできなかったとか、あるいは督促状を出した

とか、文書とか電話とか訪問もして、何とか回収するように努力しますというようなことなんでございますけれども、各課にわたってほとんどそういうような収入未済額についての説明だったので、どこか代表してちょっとお願いしたいと思うんですが。

○馬場成志委員長 代表した形でだれか答えてください。

○森枝健康福祉部長 ちょっと貸付金とか、例えば児童虐待の場合、措置費とか、状況がちょっと違いますので、貸付金関係とか児童措置費関係、数種類がちょっとありますので、何名かの課長が、その貸付金とか児童措置の措置費の負担金とかということで、説明申し上げた方がいいと思うので。

○中原隆博委員 いや、だれか代表してでもいいですよ。収入未済額で一番多いのが今申し上げたようなことで、皆さんおっしゃっていることはほぼ同じだから、連帯保証人はつかないのとか、その未済をじゃあどういう形で回収できますかと。

○森枝健康福祉部長 融資の方でちょっと説明してください。

○福島少子化対策課長 少子化対策課です。少子化対策課では未収金が多うございますので、まずうちの方から説明します。

部長からありましたけれども、未収金、ちょっと種類がございまして、特にうちで大きいのは児童保護費負担金というものでございますが、これにつきましては、当然保護者が、収入に応じて、入所してもらいかわりに負担してくれという負担金でございますので、これについては保護者が当然として払うような形になります。

あと、母子寡婦福祉資金とか、そちらの方

は貸付金でございますので、当然貸付金についてはそういう保証人を立てるとい形になりますが、ちょっとそこで違いがございますけれども、特に今未収金がふえてきています児童保護費負担金については、保護者がなかなか、いろんな要因はあるかと思っておりますけれども、払っていただけていない額がふえてきているというところに、特に経済的な背景とか、いろんな要素があるのかなというところがございます。

○中原隆博委員 普通世の中でいえば、収入未済額とって払えない場合には、それにかわる保証人とか何とかが普通つくでしょう。本人が払えないとか支払い能力がないとか一だから、そういう普通の、おっしゃったような子供の問題とか、そういうような場合は親がそうだけれども、立派な親が結局そういう形で払えない場合は、保証人も何もついていないんですかと。だから、そこに要求するとか、そこに督促状を出すとか……。

○馬場成志委員長 ちょっと中園さんから手が挙がってるから、どうぞ。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

私どもの方は、生活保護費関係の返還徴収金を持っておりますので、お答えいたします。

私たちの場合は、公法上の債権でございます。債務者の意思に関係なく債権が発生しておりますので、保証人といった観念はございません。

以上でございます。

○福島少子化対策課長 少子化対策分につきましても、その児童保護費関係というのは、今、中園課長がおっしゃった種類になります。貸付金の方は、そういう保証人を立てる

形になります。

○中原隆博委員 なかなか電話で、あるいは文書で、訪問したりといったって取れないわけですね。今いみじくもおっしゃったんですけれども、生活保護を受けるといったって、例えばお嫁に行っておられる方でもその実家の中身までみんな調べるんですよ。そういう形でしか生活保護というのは受けられない。これが現状なんですね。だから私は、今それぞれ部署も違うし、それぞれの論争性、異論の中であるかと思っておりますけれども、取れないということであるなら、やっぱり連帯保証人とか、そういう形で世の中も動いているわけですから、県だけ特別というのはおかしいなという思いがあります。それはもういいです。

それからもう一つ、よろしゅうございますか。

○馬場成志委員長 はい、どうぞ。

○中原隆博委員 障がい者支援総室の中で、別冊の20ページ、最後のページでございますけれども、この未登記ということが2件残っているわけですね。だから、これは未登記に対しては金額は払っておられるんですか、どうしているんですか。

○東障がい者支援総室長 先ほど御説明いたしましたけれども、この未登記の物件は、旧肥後学園の敷地でございます。先ほど説明いたしましたように、昭和の初めごろに買収して県の用地としたところなんですけれども、その買収時の契約関係が保存されていないというところでの整理を今やっているところでございます。

15年末で未登記が11筆ございましたけれども、これまで9筆はもう解消が進んだと。残



り2筆残っておりまして、その2筆について、1件は相続人の方が全部で17名おられましたけれども、その中の1人の方がブラジルに移住されているということ、そのブラジルの移住分がちょっと整理ができていない。今その手続をしているといったところでございます。

○馬場成志委員長 賃料か何か発生しているかということ。

○東障がい者支援総室長 これはもう肥後学園を廃校したために、今は行政財産ですけれども、それを普通財産にして、基本的には売却する方向で検討を進めるという、その売却するためには登記整理をする必要があると、そういうことで事務を進めているところでございます。

○馬場成志委員長 県が払っとるかどうかということ。

○中原隆博委員 そうです。

○馬場成志委員長 県がそこに賃料を払っているかどうかというんだよ。

○東障がい者支援総室長 これはもう平成14年か15年に県が種畜場用地として取得して以降ずっと県有地として使っているというところでございます。

○馬場成志委員長 だから、払っていないということね。

○東障がい者支援総室長 そうです。払っていません。

○中原隆博委員 その確認でした。

○馬場成志委員長 いいですか。

○中原隆博委員 はい。

○大西一史委員 14ページ、社会福祉課、生活保護費返還徴収金ですけれども、生活保護費の返還徴収金というのは、当然これは不正に生活保護費を受けたというか、そういうことで返還しろという性質のものだろうというふうに思うんですが、不正に受けていたにもかかわらず、今度は、生活保護受給に途中からなかったり、あるいは生活困窮になるから収入未済というふうになるんですかね。その辺がいま一つちょっと理解できないので、少しちょっと丁寧に説明していただきたいというのが1つと。

それから、福祉事務所ごとに、先ほどのお話だと、四半期ごとにチェックをして管理をしとるといようなお話だったんですが、どの程度そういうチェックというのが具体的になされているのかというその内容というのはどんな感じなんですかね。何件ぐらい、例えば四半期ごとにチェックしてできなかったものが次の四半期で解消されてとか、その辺がうまくちゃんと機能しているのかどうかですね。

というのが、去年の議事録を読んでも、おとしの議事録を読んでもずっと同じことを部長も担当課長もそれぞれおっしゃっておられる。そういう質問も去年も出ているという中で、なかなか生活困窮者に対しては難しいという面が、我々も審議をする中で思うんですけれども、それでやっとならしたらどんどん収入未済はふえて、やっぱり欠損ということに最終的にはならざるを得ないもんですから、その辺でのきちんとした体制がとれているのかどうかも含めてちょっと御答弁をいただきたいというふうに思います。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございま

す。

まず1点目の不正に受給したのに生活困窮ということがあるのかという話ですけれども、返還金徴収金には実は2種類ございまして、委員がおっしゃった不正に受給したものが徴収金と呼ばれるもので、確かに、例えば就労収入を申告しなかったりとか、そういったことで不正に受給したのもございます。もう一つ、返還金というのがございまして、これは緊急やむを得ない場合に生活保護を受けることになって、例えば、後から年金が入ってきたとか、保険金が入ってきたとか、預貯金が出てきたとか、そういったものでございます。

徴収についても、やっぱり返還金の方が善意で始まっておりますので、あとの未収金の方も徴収がよくなっております。徴収金の方は悪意で始まっておりますので、なかなか取れておりません。そういう2種類がございまして、必ずしも悪意で始まったものばかりではございません。

それから、2点目の福祉事務所の活動でどういうふうに変わってきたか、どういうことをしているかということでございますが、私ども9月にヒアリングをいたしまして、その時点で45ケース抱えております。その中で、きょうまでに完済したものが1件ございます。そして、年度内に完済予定が7件ございます。そして、定期的に納入いただいているものが18件ございます。あと、必ず払いますという約束をいただいているものが3件ございます。ですから、45件のうちの29件が、未収金の解消に向けて動いております。

あと、どうしても取れていないのが16件ございますが、これの事情をちょっと簡単に御紹介いたします。ちょっと極端な例を申し上げますと、1つは、刑務所に入っているというのがございます。あと、債務者が精神病を患いまして病院に入っているというのがございます。あと、例えば、おじいちゃんと孫だ

けで暮らしていて、おじいちゃんが亡くなってしまったので、あとは孫しか残っていないというのもございます。あと、元暴力団とか、元覚せい剤中毒者の後遺症を持っている人とかいまして、なかなかケースワーカーが近づけないといった事情もございます。

ヒアリングしてみますと、なかなかそれぞれに事情を抱えておりまして、私ども一緒に考えながらやっていこうと思っているところです。

以上です。

○大西一史委員 今話を聞きますと、ある程度善意というか、悪意がなかったものに関しては、返還金の方はある程度対応ができていくというふうなことで、やっぱり悪意のもの、不正に受給したものに対する措置というのは非常に厳しくしていただかないといかぬのだろうというふうに思いますし、45件中の16件が困難事例ということになるかというふうに思うんですけれども、やっぱりこういったところに対しての対応というのはなかなか難しきろうと思います、現場の福祉事務所あたりでは。

そういうのは、例えば暴力団とかということに関しては、警察あたりとの協力というのはどういう形でいくかというのはできないものですか。それはやっておられるんですね。

○中園社会福祉課長 警察の御協力も十分いただいておりますが、やはり犯罪が起きない限りは手が出せないといった現実的な問題がございまして、ただ、情報をいただいたりとか、十分連携はとれていると思います。

○大西一史委員 いずれにしても、そういう悪質なケースはもう徹底的にやっていただくということがないと、やっぱりいかぬだろうというふうに思います。

ある程度、今はないけれども、先々はどうかして払いたいとか、その意思も含めてそういった書面による確認であるとか、そういったことをきちっと押さえていくことが、こういった制度そのものが、結局払わぬでも不納欠損で最終的に5年たてば処理されるのであれば、もうそれでもいいいたいというような、本当にモラルハザードになってしまっただけは何にもならないというふうに思いますので、その点はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それともう一点、よかですかね、引き続き。

○馬場成志委員長 どうぞ。

○大西一史委員 この不納欠損全体の中で一番大きいのは児童保護費の負担金、先ほど課長の方からも少し説明があつて、これは基本的には国と県で半々一応出すということですよ。ただし、その保護者、扶養者というのが負担できる場合は、それを徴収することができるということになっているというふうに思うんですが、これも経済的理由とかいろいろなことがあつて、債務者の所在不明だとかいうことになって、今収入未済が4,505万4,000円ですか、これは恐らく不納欠損にどんどん近づいていくものというのが非常に多くなっているんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺の、例えば人数とか件数とか、これがどういう状況なのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいのと、それと、先ほど部長からもそれぞれお話があつたけれども、去年は東京都の事例が1件あるよというふうな話で議論がされとつて、例えば滞納処分の準備をしましょうということ、去年よりもかなり踏み込んだ対応をしようというふうになさっていると思うんですが、これは、例えば差し押さえであるとか競売であるとか、いろんな措置ができるように

なるというふうに思うんですが、そういうことに踏み込む場合に、例えば東京都で、どんなデメリットというんですか、いろんな困難なことがあつたり不都合なことがあつたりしたことがあつたのかどうなのかと。それから、これはいつから滞納処分をやるというふうにお考えなのかということをお聞かせいただきたいんですけども。

○福島少子化対策課長 まず、未収金の状況を少し詳細に申し上げます。

まず、滞納者数でございますが、本日、今委員もおっしゃいました4,500万円のうち、福祉総合相談所の分がほとんどでございますが、その分で申し上げますと、滞納者数が291人でございます。これを5年間ちょっと調べてまいりましたが、平成17年度と比較しますと、平成17年度が198人でございます。額が、平成21年度がほとんどと言いましたけれども、細かく言いますと、4,497万8,000円ほどなんですけれども、それが291人なんですけれども、先ほど言いました17年の198人に対応する額が2,349万1,000円でございます。したがって、額が4年間で2倍近くでございます。滞納者数については、1.5倍ぐらいというような状況です。1人当たりの額にしますと、平成17年度が約12万円、21年度が15万円という状況でございます。

あと、参考に申し上げますと、当然収入に応じて支払っていただきますので、生活保護世帯であれば、当然ゼロと。あと、住民税非課税世帯であると、月2,200円とかいうことで、あと、収入に応じていきますので、例えば夫婦、子供2人ぐらいの標準の家庭で500万円ぐらいの収入のところは、月1万8,700、年間にして22万円程度ということになります。そういう状況だということでございます。

あと、準備の話でございますが、現在、全国的な状況ですが、最近調べたところでは、

東京都、それから香川県と和歌山県ということで聞いております。

ちょっと済みません、東京都の方の取り組み方、いろんな困っているところあたり、ちょっと詳細に調べておりませんが、今の準備状況なんですけれども、既に、これは徴収するためにちゃんと吏員に任命しないといけませんので、吏員の任命の手続を今ちょうど決裁をとっている最中でございます。具体的には、総務課の職員、それと児童相談課の職員につきましては、やはり組織的に取り組むということで、所長とかは別として、大体主幹クラス以下ぐらいの職員については全員に任命して取り組むと。あと、税務課の方にもいろいろ研修ということでお願いしておりますし、もちろん相談所に税務課出身の職員も当然何名かおりますので、まずは具体の資産の調査といいますか、特に、それなりに滞納額が、先ほど平均では15万円と言いましたけれども、当然もっと高い人がおりますので、そういう方のまず資産調査をしっかりとやるというところから始めていきたいと思っております。

○大西一史委員 今、一応準備を進めて、徴収吏員の任命あたりもやって、実際に動き出そうというふうにしていると。この制度、児童保護費の負担金自体は、基本的には、これが発生しているというところは負担能力があると認められているから発生しているわけですよね、これ、お金が。そういうことでいいんでしょう。

○福島少子化対策課長 前年の収入、所得等によりますので、ちょっとそのタイムラグといいますか、それがちょっとあり得るかなと思います。これはもう別に一般の制度と同じです。

○大西一史委員 いずれにしても、そういう

現在の資産の状況であるとか収入の状況であるとか、その辺はもう少し細かく見ていかないと、これはやっぱりいつまでたっても収入未済というのはどんどん——今経年で御報告いただいたのを見ても、人数も金額もふえているということで、どんどん悪化していつているというふうなことです。東京都、香川県、和歌山県あたりの事例も十分参考にして、実際の成果がどのくらい上がるのかというのもよく他県あたりとも情報交換をしていただいて、これはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○福島少子化対策課長 しっかり取り組んでいきたいと思ひます。

○内野幸喜委員 さっきの生活保護返還徴収金の件だったんですけれども、よろしいですかね、もう一回確認で。

その中に2種類あると、返還金と徴収金と。徴収金の場合、先ほど、悪質なものがあって、ケースワーカーも近づけないというのがありましたけれども、ただ、警察にお願いしてもなかなか踏み込めないと。ただ、例えば当初からそういう目的を持って不正受給した場合は、私は対象になるんじゃないかなと思うんですけれども、その点はどうなんですかね。

○中園社会福祉課長 生活保護の返還金、徴収金につきましては、強制徴収ができない公債権ということになっておりまして、ほかの未収金みたいに滞納処分ができません。内野委員がおっしゃるように、確かに、悪意のある徴収金については、滞納処分の制度があってもいいんじゃないかなと個人的には思っております。

○内野幸喜委員 今そういう議論というのは

出ていないんですか。

○中園社会福祉課長 報告は聞いておりません。

○馬場成志委員長 みずから始めるということもありですか。

○中園社会福祉課長 まだ内部で議論しておりませんので、検討したいと思います。

○大西一史委員 だったら、法的になかなか強制徴収ができぬという部分があるかもしれないけれども、個別にもう少し強い、法を超えるような条例はなかなかできないかもしれないけれども、条例なり規則なりで何か定めるような法的な整備ができるかどうかとかということも含めて検討せんといかぬのじゃないかなと思います。

そうしないと、それこそ、内野委員も私も同じふうに思っていますけれども、それは悪意を持ってやろうという人がたくさん今報道でも結構されていますよね、この生活保護に関して。やっぱりそういうことで、本当にもらわなければ生活していけない人たちと、それを利用しようとする悪意のある集団が一方ではおるということでは非常に制度がねじ曲がってやられるということもあるので、そこはしっかりやってもらいたいと思うんですが、その辺何か研究していただけないですか。

○中園社会福祉課長 熊本ではまだ報告はありませんけれども、大阪の方で貧困ビジネスといった非常に暴力団が絡んだようなことが起きております。国の方でもそういう検討が始まるかもしれないので、その辺の情報は十分とっていききたいと思います。

○鬼海洋一委員 健康づくり推進課、59ページですが、予算現額が10億ですけれども、収

入済み額が4億9,000万、約5億。これは予算現額と収入済み額とのギャップが半分以上出ているわけですね。先ほどのちょっと理由を聞いておりましたところが、国庫補助金交付額が所要額を下回ったためという中で、この数年減額が続いておりますというようなお話があったやにちょっと記憶しているわけですが、そうなりますと、当然この事業計画は予算現額に基づいてやるわけですから、収入というのが出る方に影響してくるわけですね。

それで、63ページになるんでしょうか。特定疾患治療費等の医療費、これが当初見込み額を下回ったというぐあいに、つまり出の部分でこういうぐあいに表現をしてあるというふうに思うんですが、つまり、予算現額から半分ぐらい減って収入済み額ということになっている、これが出の部分にどういうぐあいに影響したのかなど。事業計画にかなり影響しているんじゃないかというふうに思っていますが、この辺の状況を少し教えていただきたいというのが1つです。

それからもう一つは、これは危機管理課の問題ですが、つまり、予防費の中で、インフルエンザにかかわる予算現額と支出済み額との比較を見てみると、相当大きな差が出ておるわけですね。これはインフルエンザに対するこの補助申請額が見込みを大きく下回ったことということになっているわけですが、このインフルエンザに対する県民の関心やあるいはこの事業に対する期待というのが現状どういうぐあいになっているのかということが、やっぱりこの中で解明していかないと、次なる課題、事業展開に影響していきかないかというふうに思いますので、その辺の状況についてお話をいただきたいと思います。

○岩谷健康づくり推進課長 これは、特定疾患治療研究事業に係る経費になるものでござ

いますが、さきの説明のところで説明しましたように、これは、この治療研究事業費、治療費としまして、国、県2分の1ずつの補助になっていることに、国としては、そういう交付をしているというふうに言われておりますけれども、予算額としましては、63ページにありますように、ほぼ20億ほどの予算をつけております。しかし、国、県2分の1ずつですので、約10億ずつの負担ということになっているわけなんです。実際は、そのうちの国からの交付額としましては4億8,000万ほどになっております。したがって、これは21年度ですけれども、約50%ほどの交付しかないというふうな状況でございます。この状況はもうかなり以前から生じておまして、交付額は年々少なくなっている状況でございますが、これまで解消されないまま続いているという状況です。

○鬼海洋一委員 そういふふうにお伺いしたんですが、つまり見込み違いですよ、これはね。その見込み違いも、今お話しのとおり年々減っているということは承知をされた上で10億の今回の歳入の計画なされている、事業予算としてなされているわけですよ。ですから、今国の状況がどういふぐあいに推移をしているのか、なおかつ今日もまださらに減額されるという状況続いているのか。そうすると、この予算現額そのものが、10億の計上そのものがどうであったのかということがまず問題にならなきゃならぬものじゃないのかなというふうに思います。それが1つですね、もう一回言い直しますと。

そうすると、その見込み違いがここに5億できたことによって、つまり今度は……。

○森枝健康福祉部長 前半の方、見込み違いじゃなくて超過負担の問題です。そこをきちんと説明した方がいいんじゃないんですかね。

○溝口幸治副委員長 森枝部長から、これは意見書出しているやつでしょう。

○森枝健康福祉部長 はい、そうです。

○溝口幸治副委員長 森枝部長から。

○森枝健康福祉部長 特定疾患の治療費の助成の方は、国の一応内部的な要項等で2分の1以内ということになったので、私たちは、毎年2分の1を想定して毎年度予算計上させていただいています。ただ結果として、毎年度2分の1以内ということで、国が本来2分の1であれば問題がないんですけども、2分の1掛ける、例えば60%とか50数%とか、そういった状況になっていまして、したがって、その差額の、例えば40数%が超過負担として4億、5億とか、そういう状況になってきていますので、私どもも、県議会の支援もいただきながら、また毎年度各都道府県とも連携をしながら、国の方にはずっと要請・要望をしまっているわけでございますが、なかなか実現に至っておりません。

我々としては、本当は法律案件にさせていただきたいということを申し上げておりますけれども、なかなか国の方がそこら辺をきちっとした2分の1出せるような形になっていないので、ちょっと残念なんですけれども、引き続き私どもも、県議会の御支援もいただきながら、また各都道府県とも連携しながら、そこを変えていただきたいという努力はしてまいりたいというぐあいには思っております。

○鬼海洋一委員 そうすると、これは21年度の決算ですから、特に22年から23年に及ぶこの時期にどうかというふうに思いますが、そうすると、この間に政権の移動も行われたわけですよ。そこで、現段階で今お話があつ

たようなことに対する国の変化というのがあるかどうかということについてはいかがですか。

○森枝健康福祉部長 きょう現在ではまだそういう変化の兆しというか、状況はちょっとありません。

○鬼海洋一委員 そうすると、結局、予算現額で実際の調定額、収入額を見ても、ここで約5億の違いが出てくる、これは結果として歳出の方に影響させなかったということよろしゅうございますですね。違うところから持ってきて、その分は影響させなかったんですよ。

○松葉健康福祉部次長 治療を受けている患者の皆さんに御迷惑かけたわけじゃなくて、県がその分負担をしていると、国のかわりに県が負担をしたという、出しかぶったというんですかね、そういう感じになっていると。

○鬼海洋一委員 わかりました。

○末廣健康危機管理課長 2点目の新型インフルエンザのワクチン接種に関する助成のお尋ねでございますが、県民の関心や期待というのは、当初病原性が不明な時点では大いなる期待といたしますか、大変なものがございました。ワクチンの総量が当初生産が追いつかないということで優先接種区分を設けて暫時段階的に接種をしてきましたけれども、分析しますと、当初、一番最初に医療従事者が接種しましたけれども、87%の接種でした。次に、基礎疾患を有する方々の接種でしたが、98.8%の接種になっております。そして、重症化が危惧されました妊婦につきましても46.6%、それから、小児に特に重症だという情報が出て1歳児からまず接種を始めましたけれども、1歳から小学校3年生、低学年の

ところで40.9%という接種状況でございました。その後高学年に接種する時期にはもう流行がピークを過ぎておりましたので、高学年が15.4%、中学生以上高校生までが15.5%というような状況でございました。

県民の期待と接種状況というのは、その流行の状況や毒性等によってビビッドに反応するものかと思っています。

今年度も10月1日から接種を開始いたしております。今年度は、昨年度と違って、新型だけではなくて、季節性とセットになった3価のワクチンということで十分な量が用意されております。今のところまだ流行の兆しは見えませんが、これからさらに、県民の期待にというか、流行に即した接種状況に対応できるように努力してまいりたいと思っております。

○高木健次委員 21年度末で収入未済金が年々ふえてきていると、18年度までは減少ぎみだったけれども。その要因が、31ページの児童保護費負担金、この辺の未済額1,200万、この辺がふえておる理由は、経済環境悪化の増加に加え、一部保護者に入所措置に対する理解不足があるということが書いてありますけれども、これはどういう理由なんですか。

○福島少子化対策課長 児童保護費負担金の未収金の増の背景といたしますか、そういう話の御質問だと思いますが、数字できちっと分析してはおりませんけれども、やはり経済環境の悪化によるものに加えまして、児童虐待による入所措置の場合につきましては、保護者の方によっては、しつけというようなことを主張されるような場合もございまして、その入所措置に対するやはり理解といたしますか、そこがなかなかきちっと納得した形でやられていないような場合も見受けられますので、そういったもう児童虐待自体が全体とし

て件数もふえておりますので、そういったことも未収金増の一因となっているのかもしれないというふうな感じは持っております。

○高木健次委員 その保護者が児童虐待をやっていませんよというような状況の中で措置せざるを得ないというふうな状況での苦情があるわけですか、結局。

○福島少子化対策課長 もちろん基本的には当然同意を得てやりますけれども、心の奥底にといいますか、ちょっと済みません、それは推測になりますけれども、そういったところの、なかなかやっぱり子供はかわいいというお気持ちも一方ではおありになりますから、そういったところでのすっきりいかないというふうなところはあるかもしれないというふうな感じでは思っております。

○高木健次委員 一部保護者って、ほんの一握りなんですか。

○福島少子化対策課長 そのあたり、ちょっとなかなか一概に言いづらくはございますけれども。

○高木健次委員 18年度までは減少してきたということは、児童福祉法の19年度からの改正とか何とかに関係しているわけじゃないですね。児童福祉法に関係することでの保護者の理解不足というのが、法の制度によって変わってきたということじゃないわけですね。

○福島少子化対策課長 当然児童福祉法の改正等によりまして、通告義務、要するに虐待があっているかもしれないというような場合も当然通告しなければならないというふうな形で法改正等を行ってきておりますので、そういうようなものも背景として、通告件数もふえてきているのは事実でございます。

そういうことから、福祉総合相談所といたしましては、やはり子供の最善というものを一番に考えてやっておりますので、その辺で、もちろん保護者に対して十分理解を得るように努力は続けておりますけれども、なかなか100%納得してもらっているかどうかという、そういう親御さんが何人いるかと言われると、ちょっと済みません、その数字は持っておりませんが、そういうふうな状況はあるようにも聞いております。

○馬場成志委員長 ちょっと吉田さんか松葉さんか、何かフォローするところはない。

○松葉健康福祉部次長 具体的な数字というのは把握していませんけれども、やはり県が同意を入れたとは言いながらも、無理に親子を離して措置をするものですから、その後で金も払えという、やっぱりそれについてはかなり本意だという親御さんがいらっしゃるということです。

○高木健次委員 そういろいろなところから県あたりにも話が来れば、どうしても県はやっぱりそういう方向に向いていかなければならないから、非常に難しい面はあるんですよね、やっぱり。ただ、そのことによって、この未済額とか不納欠損額がどんどんふえていくことによって、だんだん大きくなりますよね、この辺の数字というのは今から。その辺の対処策というのはしっかりまた考えていかぬとおかしいですよ。部長、何かその辺で。

○森枝健康福祉部長 先ほどから担当課長等が説明しておりますように、全体としては児童虐待の件数がふえてきている中で、法の改正によって、もうちょっと従来よか踏み込まないかぬ、子供を守るためですね。子供を守るために踏み込まないかぬ状態になってきて



います。なってきたというの、結局難しいケースがそれだけふえてきているということで、そこは当然保護者とあつれきかなりあるケースが徐々にふえてきていまして、子供を守るためには、引き離してでも措置して一時保護しておりますが、児童養護施設等に入所させていかないかぬ。でも保護者の理解がなかなか得られないので、今おっしゃったような負担金の話になる場合、なかなか理解を得にくいケースが徐々にふえてきているかなという感じがしておりますし、トラブル案件の報告も、そういう現象があるので、なかなか難しい状況にはなってきたと思いますが、ただ、いずれにしましても、総合的にちょっと力を尽くしていかないかぬということで、負担能力のあるところをちょっと調べて、少なくとも滞納処分をせないかぬケースについては、今年度から滞納処分ということもやっていこうということで、部としては組織決定して、そこら辺も頑張っていきたいというぐあいには思っております。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 各課、不用額というのがいろいろあると思うんですが、不用額、いいものもあると思うんですね。しかし、中には、不用額があつていいのかなと思う部分もある。例えば事業においては、これはすごくいい事業なんじゃないか、でも結局事業についての不用額が残ってしまったとか、例えば、今ちょうどたまたま開いているので、少子化対策課なんですけれども、例えばこの1,129万7,000円、地域子育て応援事業における申請が見込みより少なかったためとかとありますけれども、例えば、こういったもので、私がいい事業だと思うんですね。だから、不用額が本来であれば少ない方がいいと思うんですけれども、例えば、これは、いろいろ周知していろんなところに声かけたけれどもなか

ったのか、それともそういったものが余り周知されていなかったのかとか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○福島少子化対策課長 まず、多子世帯子育て支援事業というのは、保育料の軽減・無料化等を行っているものでございますが、今のところ6団体でまだちょっと県のこの独自の措置を実施していただいておりますので、ただ、これにつきましても、積極的に今市町村、直接担当の方で回らせていただいております。結構前向きな反応をいただいているところでございます。

それから、熊本県地域子育て応援事業、これも、安心こども基金を活用いたしまして、市町村で積極的な子育て支援に関する取り組みを行っていただくようにということで事業をつくっております。これについては相当周知を図っておるつもりであります。残念ながら市町村によっての取り組みのちょっと差といいますか、たくさん上げてくるところとちょっと消極的なところとありますが、これにつきましても、まだ基金は今年度まで使えますので、引き続き今周知を図って活用してもらえるように働きかけているところでございます。

○馬場成志委員長 多子世帯は今実施していないところの分も予算に上げとるの。

○福島少子化対策課長 きちっと対応できるように県としては考えています。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 これは、監査委員の審査意見書の中で指摘されとる中で、これは前回の決算特別委員会の方でもちょっといろいろお尋ねをした、人事課あたりとかでもお聞きしたんですが、物品調達等に関する不適正な経

理処理の再発防止策というところの中で、再発防止策の実施状況で、再発防止策の実効性がなかなかすべての職員にまで浸透しているとは言えない所属も見受けられるということで、どこの所属かと聞いたら健康福祉部だというふうにあったんですが、これはどういう形でそういう所属が——不適正な経理処理の事例は認められなかったけれども、再発防止策が徹底していないというようなことだというのは、これは、部長、どういうふう把握しておられますか。

○森枝健康福祉部長 1つのケースは、清水が丘学園というのがございますけれども、そこで、担当職員の方で支払うべき処理を少しなおし込んだままというか、という状況がちょっとあって、支払いの時期が約2カ月ぐらいおくれたというちょっと残念なケースが1つありました。

○大西一史委員 それだけ。

○森枝健康福祉部長 それだけです。

○大西一史委員 いずれにしても、去年は結構審議では不適正経理ということがかなり議論をされたんですが、ことしからは、そういうことも余り特段説明の中にも出ていないわけですけども、やっぱりこういうものは、例えばこういう監査委員からの指摘があるということは、その部全体としても、引き締めをして意識を高めていただかなきゃいかぬのだらうというふうに思います。

仮にそれが1件であったとしても、やっぱりその1件がどんどん広がっていくと。だから、ついつい、のど元過ぎればじゃないですけども、やっぱりこの不適正経理の問題についても、私も結構本会議あたりでもかなり厳しく言ってきましたけれども、見解の相違とかそういうものも部分的にあるかもしれな

いけれども、しかし、そういう県民に対してきちっと説明できるような体制をとっていないければ、やはり公金を扱う者としての自覚をもっと持たないといかぬということがあると思います。

だから、再発防止に向けてもしっかりやっていただきたいということ、これは私の方からお願いをしておきます。部長、何かあれば。

○森枝健康福祉部長 私としても非常に部として注意喚起したつもりでしたけれども、残念ながらこういう1件が発生しましたので、また、毎年度4月に人事異動で職員がかわりますので、そういう関係職員を集めて、毎年必ず部として注意喚起というのをきちんとやっていくようにしていきたいと思います。

○大西一史委員 はい、お願いします。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 なければ、以上で健康福祉部の審査を終了いたします。

次に、次回は第4回委員会となりますが、10月29日金曜日午後1時に開会し、環境生活部の審査を行うこととしておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第3回決算特別委員会を閉会します。

お疲れでございました。

午後3時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長